

官報

号外 昭和四十一年四月二十日

○第五十二回 参議院會議録第二十三号

昭和四十一年四月二十日(水曜日)

午前十時十九分開議

○議事日程 第二十五号

昭和四十一年四月二十日

午前十時開議

第一 国民健康保険法の一部を改正する法律案

(趣旨説明)

第二 入会林野等に係る権利関係の近代化の助

長に関する法律案(趣旨説明)

第三 銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締

法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 在外公館に勤務する外務公務員の給与に

関する法律の一部を改正する法律案(内閣提

出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、日程第一 国民健康保険法の一部を改正す

る法律案(趣旨説明)

二、日程第二 入会林野等に係る権利関係の近

代化の助長に関する法律案(趣旨説明)

三、日程第三 銃砲刀剣類所持等取締法及び火

薬類取締法の一部を改正する法律案(内閣提

出)

四、日程第四 在外公館に勤務する外務公務員

の給与に関する法律の一部を改正する法律

案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略

昭和四十一年四月二十日 参議院會議録第二十三号 議長の報告

いたします。

去る十五日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

法務委員

同

大蔵委員

同

農林水産委員

同

農林水産委員

同

農林水産委員

同

農林水産委員

同

農林水産委員

同

農林水産委員

同

農林水産委員

同

農林水産委員

同

農林水産委員

同

農林水産委員

同

農林水産委員

同

農林水産委員

同

農林水産委員

教育職員免許法の一部を改正する法律案(松永忠二君外一名発議)
産業教育手当法案(小林武君外二名発議)
日本育英会法の一部を改正する法律案(小野明君外一名発議)
日本育英会が昭和二十五年四月一日以後の貸与契約により貸与した貸与金の返還免除に関する法律案(小野明君外一名発議)
同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。
石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案
公職選挙法の一部を改正する法律案
公職選挙法改正に関する特別委員会に付託
同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。
地方交付税法の一部を改正する法律案
昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案
健康保険法等の一部を改正する法律案
同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。
国民年金法の一部を改正する法律案
住宅建設設計画法案
建設委員会に付託
同日衆議院送付の左の内閣提出案を衆議院に回付した。
義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案
最高裁判所裁判官退職手当特例法案
通商産業省設置法の一部を改正する法律案
同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
国民金融公庫法の一部を改正する法律案
核原料物質開発促進臨時措置法の一部を改正する法律案

同日衆議院から、本院の回付した左の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。
義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案
最高裁判所裁判官退職手当特例法案
通商産業省設置法の一部を改正する法律案
同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
国民金融公庫法の一部を改正する法律案
核原料物質開発促進臨時措置法の一部を改正する法律案
同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案
最高裁判所裁判官退職手当特例法案
通商産業省設置法の一部を改正する法律案
去る十六日内閣から左の議案が提出された。よって議長は即日これを内閣委員会に付託した。
行政相談委員法案
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。
労働省設置法の一部を改正する法律案
内閣委員会に付託
官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律案
同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
公職選挙法等の一部を改正する法律案(辻武寿君外三名発議)
教育職員免許法の一部を改正する法律案(松永忠二君外一名発議)
産業教育手当法案(小林武君外二名発議)
一昨十八日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
法務委員

上原 正吉君

昭和四十一年四月二十日 参議院會議録第二十三号 議長の報告 国民健康保険法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

六九六

外務委員 鈴木 万平君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 鈴木 万平君
上原 正吉君

外務委員 鈴木 万平君
同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

日本育英会法の一部を改正する法律案(小野明君外一名発議)

日本育英会が昭和二十五年四月一日以後の貸与契約により貸与した貸与金の返還免除に関する法律案(小野明君外一名発議)

昨十九日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

大蔵委員 大河原 次君

農林水産委員 野澤 勝君

運輸委員 田代富士男君

通信委員 浅井 亨君

予算委員 黒柳 明君

決算委員 多田 省吾君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

大蔵委員 野澤 勝君

農林水産委員 大河原 次君

運輸委員 浅井 亨君

通信委員 田代富士男君

予算委員 多田 省吾君

決算委員 黒柳 明君

同日建設委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 山内 一郎君 (山内一郎君の補欠)

同日議員から左の議案が提出された。よって議長は即日これを文教委員会に付託した。

日本育英会法の一部を改正する法律案(千葉千代世君外二名発議)

日本育英会が昭和二十五年四月一日以後の貸与契約により貸与した貸与金の返還免除に関する法律案(千葉千代世君外二名発議)

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを文教委員会に付託した。

国立劇場法案

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

日本育英会法の一部を改正する法律案(千葉千代世君外二名発議)

日本育英会が昭和二十五年四月一日以後の貸与契約により貸与した貸与金の返還免除に関する法律案(千葉千代世君外二名発議)

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

日本育英会法の一部を改正する法律案(小野明君外一名発議)

日本育英会が昭和二十五年四月一日以後の貸与契約により貸与した貸与金の返還免除に関する法律案(小野明君外一名発議)

同日議長は、一昨十八日予備審査のため衆議院に送付した左の議案は発議者が撤回した旨同院に通知した。

日本育英会法の一部を改正する法律案(小野明君外一名発議)

日本育英会が昭和二十五年四月一日以後の貸与契約により貸与した貸与金の返還免除に関する法律案(小野明君外一名発議)

同日委員長から左の報告書が提出された。

銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法の一部を改正する法律案可決報告書

在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

議長(重宗雄三君) これより今日の会議を開きます。

日程第一、国民健康保険法の一部を改正する法律案(趣旨説明)。

本案について、国会法第五十六条の二の規定により、提出者からその趣旨説明を求めます。鈴木

厚生大臣。

〔国務大臣鈴木善幸君登壇、拍手〕

○国務大臣(鈴木善幸君) 国民健康保険法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

国民健康保険法につきましては、保険給付の内容を改善して被保険者負担の軽減をはかることも、その財政に対する国の援助を強化すること、

が、当面の急務と考えるのであります。このため、昭和三十八年度から世帯主の療養給付率を七割に引き上げ、これに引き続き、世帯主以外の被

保険者についても、昭和三十九年度から四十九年の年次計画をもって逐次その療養給付率を七割に引き上げる措置を推進しているところであります。

また、七割給付を実施した市町村に対しては、特別の補助金を交付するなど、必要な財政援助を行なっているものであります。この際、世帯主以外の被保険者の療養給付率を七割に引き上げること

を法定するとともに、市町村に対する国の負担を強化することが必要と考え、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の概要であります。まず第一に、世帯主以外の被保険者の一部負担金の割合を十分の三に減ずること、すなわち療養給付率を七割に引き上げることとしたしました。

第二に、市町村の療養給付率についての国の負担を現行の百分の二十五から百分の四十に引き上げるとともに、調整交付金の総額を市町村の療養給付率の見込み額の百分の五に改めることとしたしました。

なお、世帯主以外の被保険者の療養給付率を七割に引き上げることについては、従来の四十九年計画に基づき、昭和四十二年までに逐次これを実施することとし、また、世帯主の療養給付率に対する国の負担については本年四月一日から、世帯主以外の被保険者の療養給付率に対する国の負担

については、療養給付率の七割への引き上げに応じ、改正後の負担率を適用することとしたして

ります。

以上が、国民健康保険法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。大橋和孝君。

〔大橋和孝君登壇、拍手〕

○大橋和孝君 私は、日本社会党を代表し、ただいま提案されました国民健康保険法の一部を改正する法律案について、佐藤総理をはじめ、関係各大臣にお尋ねいたします。

昭和三十六年以来、二十七兆円にも及ぶ膨大な設備投資によって、四十五年度に二十六兆円という国民総生産の目標は、四十年間において少なくとも外見上はすでに達成されたかのごとくであり

ます。しかし、その実態を見れば、このような急テンポの経済成長が、ことごとく国民大衆の犠牲によってなし遂げられたものであり、それがもたらした今日の構造的不況が再び国民大衆の犠牲の上に打開されようとしていることも、また周知の事実であります。そうして、この犠牲をまともに

かぶっているのが、わが国総人口の約半数である四千八百八万人の国保被保険者であると言っても、決して言い過ぎではありません。すでに御承知のとおり、国保被保険者の七六・三％は、年間の所得三十万円以下という、いわゆる低所得者であり、しかも年間の所得九万円未満の世帯が二

三・六％も占めているのであります。そしてまた、十四歳未満、六十歳以上の、所得能力に乏しい被保険者でその四〇％が占められていることも、政府の統計が明らかにしております。これらの高度成長から取り残された人々こそ、過去十年間の最高といわれる物価上昇の一番の被害者であることは、何人も否定できないでありましょう。

国民健康保険法は、その第一条に、「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民健康の向上に寄与すること

を目的とする。」とあります。そして、そのために、国に對し「国は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるようにつとめなければならない。」と義務づけてあります。すなわち、国保は、自助、相互扶助の社会保険ではなく、国が責任を負う社会保険であるとして規定しているのであります。さらに具体的にいへば、国保の運営にあつては、国は、便宜上その事務を委託している市町村に對し、筋違ひの負担をしいたり、被保険者の負担能力を越えるような保険料を課すべきでないということであり、もっと大切なことは、社会保障として被保険者の健康を向上させるために、国が最大限の努力を払わなくてはならないということでありま

す。はたして、今日まで政府は、この義務を履行してきたと言えるでしょうか。昭和三十一年度から三十九年度まで、わずか三年間に、ただでさき苦しい市町村の一般会計から二百八十九億円を、この国保事業のために繰り入れさせてきました。また、被保険者に対しては、三十八年度から四十年度までの三年間に、一人当たり実に七・一・九の値上げという過酷な保険料を課し、しかも、今日なお、保険あつて医療なしの地域が全国に散在しているのではありません。市町村は、もう国保は返上したいと訴えております。被保険者は、こんなに保険料を値上げされたにもかかわらず、医者にかかるときには、三割も五割も自己負担させられ、安心して病気をなおすこともできないのであります。いまや、わが国の低所得階層は、せつかつくの国民皆保険にもかかわらず、再び貧乏と病気の悪循環にはまり込みつつあるというのが実情であります。かつて佐藤総理は、僻地の欠食児童の窮状を見て涙を流されました。しかし、わが国の低所得層の間には、それに劣らぬ憂うべき状態が現実起こりつつあるのではありません。このような現状を所得格差の是正によつて打開すべく政府が努力することは言うまでもありません。しかし、国保事業を通じて、これらの人々が病気のときに安んじて医者

にかかれるよう、自己負担をなくし、また保険料も、これらの人々の生活を脅かさないよう軽減することは、政府がその気にさせなければ、きよううちにでも、実行できる施策であります。佐藤総理にお尋ねします。もともと所得能力に乏しく、しかも今日の物価高に、その生活は危機にさらされ、その健康も破壊されようとしている人々に對し、現在及び将来にわたつて、国保がどのような役割りを果たすべきか、佐藤総理はいかなる所信をお持ちでしょうか。僻地の欠食児童の窮状に涙を流し、人間尊重を政治信念とされる佐藤総理の社会保障に対する基本的な考え方をお尋ねしたいと思います。

次に、本法案の提案責任者である鈴木厚生大臣にお尋ねします。去る三月初め、厚生省の事務当局が、国保の給付改善は今後十年間行なわず、給付水準を七割に押し下げると公言しておりましたが、厚生大臣は、これを了承しておられますか。もし了承しておられるとしたら、厚生大臣は、国保被保険者の置かれてある現状を、どのように理解されておられるのか、お尋ねしたい。なお、本法案の内容については、いづれ委員会が納得のいくまでお尋ねするつもりでありまして、本日は次の五点についてだけお尋ねしておきます。

第一点は、療養給付費補助金の四割定率化も、調整交付金の五割引き下げにより、実質三十億円程度の増額にすぎないが、これで四十一年度の国保事業が健全に運営され、三十九年度においてさき百十八億円を負担した市町村に對し、一般会計から繰り入れなどという筋違ひの措置をとらせずに済み、また、被保険者、特に低所得の被保険者に對し、これまでのように負担増をかけるので済むという確信がありますか。もちろん大蔵大臣と違つて、国民大衆の健康を第一義に考えておられる鈴木厚生大臣としては、確信をお持ちでしょうか、念のために伺ひたいします。

第二点は、国民皆保険実施に先立ち、中小企業者の団体が自主的につくり、財政難にも屈せず運営してきた国保組合に對し、定率国庫補助を二割五分に引き下げた理由は、そもそも何に基づくものでありましようか。

第三点は、国民健康保険の被保険者に限つて、結核予防法、精神衛生法による公費負担の残額について、なお自己負担が課せられていることは、他の健康保険被保険者と比べ、著しく均衡を失するものであるばかりか、低所得者の生活と健康を守るべき国民健康保険の精神からいって、きわめて不当な措置であると考えますが、厚生大臣は改正の意思をお持ちでありますか。

第四点は、事務費についてであります。四十一年の実支出額が一人当たり三百二十四円、厚生省要求は二百八十八円であつたことは、御承知のとおりです。それに対し二百五十円以下とされた理由は、何に基づくものでありましようか。

第五点は、被保険者の負担能力を考慮して保険料を値上げせず、一般会計からの繰り入れでやりくりしながら、四十一年度において国庫補助も受けず家族七割給付に努力してきた都市国保に對して、四割定率国庫負担はしない附則がうたつてゐることは、国民健康保険法の本旨からみて、明らかに本末転倒だと思われませんが、厚生大臣の所信をお尋ねしたい。

これと関連して、永山自治大臣にお尋ねします。この附則は、厚生省のいうことを聞かず、保険料値上げをしなかつた自治体には、家族七割給付を実施していても、法定化された四割の定率国庫補助は適用しないといつてゐるのであります。地方自治を守るべき自治大臣としての見解をお尋ねしたい。

最後に、福田大蔵大臣にお尋ねします。すでに申し延べてきましたとおり、国保に對し、保険原則を貫き得ないといふところに、保険原則を強制しようとしても、そのこと自身、成り立たない議論であることは、よくおわかりになつたと思ひます。したがつて、これ以上の国庫負担は生活保護に近づくなどという理屈は、もはや空論でしかあ

りません。このあたりで保険主義の金看板は、おろされてもよからうかと思ひますが、大蔵大臣の所信をお伺ひしたい。

以上で私の質問を終わりますが、お尋ねした点について、社会保障に対する見解を明らかにされつつ、それぞれ担当大臣としての明確な所信を披瀝していただきたいと思ひます。(拍手)

○国務大臣(佐藤榮作君) お答えいたします。政府、また国は、国民に對しまして、健康にして文化的な生活を営み得るよう、そういう状態をつくること、そういう政治が目標でございます。したがつて、病氣の際に安心して医者にかかれるような、そういうことも国民に對して保障するといふか、そういう制度を設けることが必要だと思ひます。この立場から国民皆保険の制度が生まれてきた、かように思ひます。しかし、これはあくまでも保険の制度でありまして、たゞいま保障の立場において考えろと、こういうお話でございまして、ただいままでのところ、これは保険でありまして、しかし、政府は、低所得層等の立場を考えますと、この国民健康保険が中核をなしておる、そういうふうに考えておられますので、その給付率の引き上げ、また、低所得層に對しての保険料の軽減、さらに、また、国の援助等を在来から考えてまいりましたが、今後とも必要に応じまして所要のくふうを重ねていくつもりでございます。したがつて、各界の協力を得まして、この国民健康保険制度が十分成果をあげるよう努力してまいるつもりであります。(拍手)

○国務大臣(鈴木善幸君) お答えいたします。今回の国民健康保険の改正は、家族七割給付を達成をいたしました市町村に對しまして、従来二割五分国庫定率補助をいたしておりましたものを、四割に引き上げをする、また、事務費を一人当たり二百円でありましたものを二百五十円に引き上げる、こういう趣旨の改善策でございます。

昭和四十一年四月二十日 参議院會議録第二十三号 国民健康保険法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

昭和四十一年四月二十日 参議院會議録第二十三号 国民健康保険法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

六九八

て、この家族七割給付の問題につきましては、御承知のように、昭和四十二年度までに計画的にこれを実施してまいり、さういふ考え方でございまして、私は、全国的にこの世帯主及び家族の七割給付が達成をいたしました上におきまして、漸次その給付率の向上等につきましても努力してまいりたいと考えておるのでございます。したがって、事務局がその問題につきまして、今後は七割給付にとどめて、当分の間改善をしないのだと、さういふことを申したという御指摘がございしますが、さういふことはございせん。今後七割給付が全国的に実施されました上におきまして、各制度との均衡を保ちつつ、前進してまいりたいと考えておるのでございます。

第二の点につきましてお答えをいたしますが、保険料の負担の際におきまして、低所得者の階層——保護世帯でございすとか、あるいは市町村民税非課税世帯でありますとか、さういふ低所得の階層に對しましては、御承知のように、保険料、保険税の減額措置を講じておるのであります。その減額措置によつて生じましたところの市町村の国保の財政の不足分につきましては、国からこれを補助し、補てんをする措置を講じておるのであります。今後低所得階層に對しましては、保険料負担を重くするといふような考え方は持つていないのであります。

第三の、国保組合に對する——今回、二五％を四〇％に定率を引き上げておきながら、国保組合に對しては二五％にこれを据え置いたという点の御指摘がございましたが、この点は、国保組合に對しましては、この二五％の国の補助がちょうど市町村の四割補助と均衡を保持しておるのでございまして、今回は二五％、従前どおりこれを据え置いた次第でございす。

第四の、結核、精神の強度療養者に對しまして、この国民健康保険から給付をやり、支払いをする、さういふことになしに、国が責任を持つて措置すべきではないかというお話でございす。

が、御承知のように、結核で感染性の者、あるいは精神病で自傷他害のおそれのある者につきましては、強制入所の措置を講じておりまして、その際におきましては、国が公費をもつてその治療に当たつておるのであります。その他の結核、精神患者につきましては、国の補助以外には、国民健康保険でこれをまかなつてまいりというものが政府の方針でございす。

第五の、事務費の問題でございす。昭和四十年に百五十円から二百円に引き上げ、さらに今回、二百円から二百五十円に大幅に引き上げられた次第であります。私は、この今回の改正によりまして、市町村の国保事務は円滑に進むものと信じておるのであります。

第六の、大都市の国保に對する定率四割の国庫補助については、昭和四十二年度までに、これを逐次実施してまいるのであります。決して大都市、これを例外にするといふ考えは持つておりません。(拍手)

〔國務大臣永山忠則君登壇、拍手〕

○國務大臣(永山忠則君) 七割給付の実施に對しまして、地方を権力的に圧迫するやうなことがないやうにすべきであるといふこととございす。すなわち、御存じのように、七割給付に對しまして、政府は四割定率補助をいたす。さらに、調整交付金を五割出しておりますので、実質、国が負担するのは四割五分で、そして、二割五分が地方の負担になつておるのでございす。さうしてこれを四十年計画で四十二年度までに実施しようといふ考え方に立つております。また、地方は、財政を圧迫させないやうに、一般会計からの繰り出しをせないやうに、健全なる経営をしようと考えておりますので、それらを総合調和いたして進むことが必要であると考えてございす。ここにおきまして、国と地方は一体となりまして、中央の権力的干渉のないやうに、また地方自治は単行行政におかれないやうに、よく一体に話し合つて

やるやうに行政指導をいたしたいと考える次第でございす。(拍手)

〔國務大臣福田赳夫君登壇、拍手〕

○國務大臣(福田赳夫君) 私に對するお尋ねは、国民健康保険は、今日の段階になると、社会保障主義と申しますか、社会保険主義といふ考えはやめたらどうかと、さういふ御意見のお尋ねでございす。つまりこれは、国民健康保険の財政を保険料でまかなうか、あるいは一般の税金でまかなうか、さういふ御意見と承つておるのであります。社会保障制度全体は、個人がだれも引き受け手がないといふやうな公的給付といふやうな問題、あるいは福祉諸問題、あるいは環境といふ問題、生活環境を整えるといふやうな諸問題、さういふことはどうしても税金によらざるを得ないと、かように考えます。問題の医療保障、これはやはり個人個人が責任を持つべき問題である。しかし、その階層によりましては、その個人の責任だけではどうしてもやっていけない、これには国家が介入すべきであり、その介入をするためには税をもつてこれに充てる、さういふ考え方を挿入すべきであり、いま各種の保険制度がありまして、その保険制度の態様も非常に違つております。その違つておる態様の度合いに應じて、これは介入の度合いを変えていくべきだ。私は国民健康保険につきましては、これは介入の度合いを最も強くすべき、高い考慮を払うべき問題である、かように考えるのであります。今後、国民健康保険——一番これは資力の少ない階層の制度でありますので、できる限り配慮をいたしていきたい、かように考えておる次第でございす。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 小平芳平君。

〔小平芳平君登壇、拍手〕

○小平芳平君 私は、公明党を代表いたしましたし、ただいま議題となつております国民健康保険

法の一部を改正する法律案に關し、總理並びに閣僚大臣に若干の質問をいたします。

〔議長退席、副議長着席〕

わが国において国民皆保険の計画が立てられてから、医療保険は順調な足取りを見て、いまでは国民のほとんどが何らかの形で医療保険の適用を受けるやうになつております。その中にある、国民健康保険の被保険者は四千三百万人にのぼり、全国民の半ばに近い人口を対象とする大きなものになつております。しかるに、国民健康保険事業をはじめ、他の医療保険も同様であります。保険財政はいまや危機に瀕してあり、わが国の医療保障全体の建て直しこそ、緊急に解決しなければならぬ国内政治の重要課題となつております。このやうに難問をかかえた医療制度も、突き詰めていけば、結局、保険財政の赤字問題であり、その問題の核心は、現に悪化しつつある巨額の赤字を、いかなる手段方法によつて解決するかという点に、しばられてくることも言えるのであります。

そこでまず、具体的な法律改正の内容に入る前に、わが国の医療制度の現状と将来に對し、特に国保を中心にして抜本的な対策をお尋ねいたします。

質問の第一は、経済の長期計画と社会保障の關係であります。現在、佐藤内閣は、中期経済計画を捨てて、新しい長期計画を立案すると言われておりますが、いままでとられてきた政府の高度経済成長政策を振り返つて見るのに、住民にとって最も必要とされる文教施設や、社会保障費などの経費は、高度成長の犠牲にされてきたのであります。その結果、一例を医療費にとつて見ると、国民健康保険料の値上げをはじめ、公立病院の差額徴収の拡大、医療費の患者負担の増大といふやうに、国民生活を圧迫してきていますのであります。医療財政が数百億円もの赤字を出すなどというのは、まさしく社会保障を犠牲にした高度成長であつたといふ証拠であります。そこで伺いたい

のでありますが、当然新しい長期計画の中には、今後の社会保障のあるべき姿も明らかにされたいと思ひますが、その点はどうかお聞き願ひます。政府が社会保障を推進していく上には、まず財政の裏づけを持った長期計画を立て、これを基準とし、尺度としてこそ、初めて審議会の答申も生かされるものと考えられておられますが、総理並びに厚生大臣、経企庁長官の御所見を承りたいのであります。

第二は、医療制度の抜本策として言われていることに、医療保障をたてまえるのか、あるいは医療保障をたてまえるのかという問題があります。これは先ほど御答弁がありました。特に私の申し上げたいことは、国民健康保険の加入者は、農業従事者、零細な自営業者をはじめとして、被用者保険からはじき出されている零細企業の労働者、失業者、定年退職者等の、一般に低所得者といわれる人々が全体の七割を占めており、現在の保険料でさえ払えないような世帯の人々によって、ささえられておられるのであります。そうして、それと相対的に高齢者や病弱者も多くかかえているため、医療費の支出も他の医療保険よりも大きいのであります。もともと保険財政が赤字になる公算が強いので、医療保険の中でも最も国庫補助を必要とする種類の保険であり、いわゆる保険の原理のもとと通用しがたい制度であります。政府のさらに一歩前進した対策をお伺いしたいのであります。

次に、あくまでわれわれは、医療保障を医療保障に切りかえて、頭では保障だと言いつつ、実態が単なる保険であるような現在のごまかしの体制を切りかえていかなければならぬと考えるのであります。総理並びに厚生大臣と、財政を担当する大蔵大臣に御所見を承りたいのであります。

第三は、各種医療保険団体の統合についての問題であります。現在幾つにも分かれておられる各種医療保険を、一つに統合することが望ましいこと

は、当然であります。要は、政府が、国民健康保険や政府管掌健康保険などのように、膨大な赤字をかかえているものに対して、どれだけ財政的な援助を与えるのかにかかっています。一人一人の平等な社会保障の実現のために、この統合問題についてどれだけ熱意をお持ちか。総理並びに厚生大臣、大蔵大臣の見解を伺いたいのであります。

第四に、病院経営管理のあり方についてであります。まず政府、現在苦境に立つ医療保険制度について、一体どこに欠陥があるかを徹底的に究明すべきであります。たとえば薬剤と医療保険の問題として、薬剤を多量に使わなければ、診療報酬のみでは病院の経営が成り立たない。しかも、現在では薬剤の使用が総点数の三〇%以上を占めるといわれ、保険経済という一定の枠内ではまかない切れない額になっているのであります。また、「もうかっているのに赤字だと言っている」とか、「点数をこまかにしている」とか、「使わない薬を使つた」とかというふうな、多くの批判もあつておられます。そして、製薬会社はますますもうかり、医師のほうも、技術を先行するのではなく、患者も喜ぶという理由から安易に薬剤を与える傾向となり、医療技術の発展に大きなマイナスとなつておられるのであります。このような実態の中に、最近新聞紙上ににぎわっている問題に、千葉大事件、日赤産院事件、朝倉病院事件等の、一連の病院の経営管理についての問題点が浮かび上がつてきており、この中に、現代では考えられない封建性、後進性を見ることができるともいえます。そこで申し上げたいことは、第一に、医師に対する技術報酬をすみやかに改善し、早急に先進国並みに引き上げ、医師が安心して医療技術をみがいていけるよう、全面的に改正すべきであります。第二に、医師の養成と大病院のあり方、また医師のモラルの確立であります。現在の医学界がここまで混乱した原因は、政府の怠慢の結果であり、医療行政に多くの予算をつけたという、この努力を怠つたためであり、この責任を強く追及

するものであります。次に、法律案の具体的内容について二、三簡単に御説明いたします。その第一は、定率四割補助になつたことを理由に、これを保険料の引き上げの口実にしてはならないこととあります。先ほど御答弁がありました。政府が今回定率四割補助に踏み切つた裏には、被保険者の自己負担分が三割であり、残りの三割は保険料として賦課され、もしそれだけの部分の保険料を取り立てなければ被保険者の責任であるという考えが、基本的な態度ではないかと受け取れるのであります。いづれにしても、われわれは現段階でこれ以上の料金値上げに絶対に反対であります。厚生大臣の御所見を承りたいのであります。

第二は、標準保険税率の提唱であります。これは、医療保障を国家的に行なふ場合は、国民がそれぞれの所得に応じて一定の負担をしたならば、同一水準の医療を受けられるという国家の保障を確立するのは当然のこととあります。国保事業が市町村で継続する限り、標準税率制度をとつていくべきであると考えますが、いかがでありますか。

第三は、国保の事務費の問題であります。これも先ほど御答弁がありました。要するに、各市町村の事務費の増額を要求する声は、ことに大きいのであります。もうこれ以上事務費の負担について心配をかけないで厚生大臣は断言できますか。どうか、お尋ねいたします。

第四は、滞納処分を行なうことができるように法律が改正される案となつておられます。現在滞納している人たちの大部分は、生活が困窮しているため滞納を余儀なくされている状態の人たちであります。そのような人たちに、どのような滞納処分をやるのか。この点の改正は、人間性を失つた、非情な改正にならないよう留意すべきであると考えますが、いかがでしょうか。以上の諸点についてお伺いいたします。

最後に、国保財政に赤字が出たからといって、すぐに保険料を引き上げたり、給付率を引き下げたり、また患者の一部負担制を強化するなどは、最も愚劣なやり方であると言えらるべきであります。その上、国民健康保険の加入者の七割は低所得者層に属し、一般に保険料負担能力に欠けていることから、いかなる対策がなされたとしても、農漁村、市町村民の低所得者をそのままにしておいては、国保の財政危機を根本的に解決することはできないのであります。この点を総理にお伺いいたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

○国務大臣(佐藤栄作君) お答えいたします。

先ほど、国民健康保険が国民に果たす、また医療制度において果たす役割りの点につきまして、大橋君にお答えいたしましたので、それで御了承いただきたいと思います。

問題は、国民健康保険の財政がたいへん思ひつかないから、かように申しましたが、ただ保険料を上げるだけでこれを片づけるというのではございせん。そのときもお答えいたしましたように、給付水準を高め、さらにまた、低所得層に対する保険料の軽減をする、また、その赤字等については国の財政援助をする、こういうたてまえで、この国民健康保険の成果を十分にあげていくように、絶えず苦心してまいるつもりであります。

御承知のように、経済開発をいたしてまいりますが、経済開発それだけが、そのものずばりが目的ではございせん。申すまでもなく、国民の生活をより豊かに、より健康あるいは文化的なものにする、これは、経済開発がそういう効果を国民に均てんさす、こういうところがそのねらいであります。こういう意味で、ただいまの国民健康保険制度や、その他の社会保障制度も始まつたわけでありまして、わが国のこれらの制度に

昭和四十一年四月二十日 参議院會議録第二十三号 国民健康保険法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

七〇〇

ん劣っております。したがって、政府は今後とも、一その努力をいたすつもりであります。また、これは保障が保険かというお尋ねがございましたが、先ほどもお答えいたしましたように、今日私どもは、保険というたてまえで、この制度の運用、そして、先ほど申すような給付水準の適正、また保険料の適正、そういうような点を考え、そして、財政的な援助ともあわせて、成果をあげるようにいたしておる次第でございます。(拍手)

〔国務大臣鈴木善幸君登壇、拍手〕

○国務大臣(鈴木善幸君) お答えいたします。

社会保障を長期的な展望の上に立つて、計画的にこれを向上させていく問題につきましては、お尋ねがありました。中期経済計画があり、その時におきましては、厚生省におきましては、その経済計画と見合った社会保障の計画を持つておったのであります。今回、中期経済計画は、経済の大きな変動に対処しまして、これを改めて、新しく経済計画を立てる、こういうことになりましたので、この新しい経済計画と見合せて、今後わが国の社会保障をどういふ前に前進させるかという計画を策定したい、かように考えているのであります。

第二の、医療保険か医療保障か、こういう問題でございますが、私は、今日まで政府が、事業主や、あるいは被保険者だけに負担をかけて、わが国の医療保険がなされておたというぐあいには考えていないのであります。この被保険者の負担の限度を考えながら、国として、できるだけこの負担に対する助成措置を講じてまいったところであり、今回の国民健康保険法の改正にあたりまして、定率国庫四割をはつきりと保障する、また、この健康保険法の改正にあたりまして、国が百五十億の国庫負担をする、こういうぐあいに、被保険者の負担を重くしないように、政府としても、できるだけ助成措置を講じてまいったところでありまして、私どもは、医療保険という

たてまえを堅持しながら、できるだけ国も、財政の許す限り、この医療保障を、国民の健康を守るために充実してまいりたいと考えているのであります。

第三の、医療保険制度の統合の問題でございますが、この点につきましては、御指摘のとおり、わが国の医療保険は多岐にわたっており、それぞれ、各制度間におけるところの、給付の内容におきまして、また被保険者の負担の点におきまして、そこに非常なアンバランスがあり、格差があるのであります。国民皆保険というたてまえからいまして、国民に公平な、均衡のとれた医療を給付するというのが必要であるのであります。私は、この医療保険制度の不均衡を是正し、長期的安定の上に医療保険が前進してまいりますために、医療保険全体を今回抜本的に検討するという措置を講じたいと考えておるのであります。

第四に、診療報酬体系の適正化の問題についてのお話がありました。現在、診療報酬体系は、甲・乙二表によりまして定められておるのであります。診療報酬を技術と物に分離をいたしまして、そして、技術を尊重するということたてまえで、適正な診療報酬を保障するというのが必要であると考えております。そういう方向に向かって、ただいま中央医療協においても御検討を願っております。

第五に、医師の養成、りっぱな医師をつくるということ、特に医師のモラルの向上という点につきましては、全く御同感でございます。私も、今後、医師のインスタン制度の問題、あるいは無給医局員の問題、いろいろ、わが国の医師を、国民に信頼されるような、りっぱな医師に養成するために、制度的にもこれに再検討を加えまして、適切な措置を講じてまいりたいと考えているのであります。

第六に、今度の改正が保険料値上げの口実になるのではないかと。今後保険料を値上げさせない、

こういうぐあいに、はつきり政府として責任を持てるかというお話でございますが、今回の改正は、国庫負担四割の定率化、また事務費の二百円を二百五十円に引き上げる、こういうような、被保険者の負担を軽減いたしますための改正でございます。今回の改正によりまして被保険者の保険料が値上がりをするというようなことは、私はないものと考えておるのであります。

最後に、標準保険料の問題でございますが、昭和四十二年度までに家族七割給付が達成をいたしまして、国庫四割の負担が定率化されるのであります。その実現を見ました暁におきまして、標準保険料の問題につきまして検討いたしたいと存じております。

保険料の滞納処分についてお尋ねがありました。が、保険税や他の社会保障の保険料と同様に、従来、処分を行なうことができるようになっておったのであります。昭和三十八年度の地方自治法の改正の結果、昭和三十九年六月からこれができないように相なっております。他の保険税や社会保障の保険料の徴収と均衡のとれるような事務的措置を講じますために、今回の改正をいたした次第でございます。(拍手)

〔国務大臣藤山愛一郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(藤山愛一郎君) お答え申し上げます。

中期経済計画を廃棄いたしました。新しい経済計画を立てますときに、お話のように、われわれ、経済計画は単に経済運営だけの問題ではございません。終局的な目的は国民の安定した生活を確保することでございます。社会保険関係の問題を一つの柱として取り扱ってまいりたいと思っております。

御承知のように、過去の情勢から見まして、中期経済計画あるいはその他の見直しにおきまして、主として社会保障関係は振替え所得をもつてあらわされてきておりますが、三十五年は国民所得に対して四・七％、五千六百二十六億、三十

九年は五・八％、一兆一千九百六十一億というような順調な伸びを示しております。四十年はまた推計でございますけれども、六・一％、大体一兆三千七百億くらいに予想されるのでございます。われわれは、この過去の順当な趨勢に対応しまして、新たな計画の中に、さらに一その強力に入れてまいりたいと、こう考えております。(拍手)

〔国務大臣福田赳夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(福田赳夫君) お答えいたします。

先ほど大橋さんからお尋ねのように、国民健康保険につきましては、社会保障の性格のものにしたらどうか、こういうお話でございますが、これは完全にそういう考え方にかえてしまおうということは、私はできないと思います。つまり、やはり個人個人、一人一人の健康につきましては、われわれが責任を持たなければならぬ、この考え方はどこまでも残しておかなければならぬと思っております。しかし、国民健康保険のごとき、その対象が非常に弱い保険機関につきましては、これは国家がその援助を厚くしなければならぬ、そういう意味合いにおきまして、今回の改正で四〇％定率という高い援助を与える、また、事務費につきましても二百五十円に引き上げを行なうというように考え、これが大体妥当なところではあるまいかと、これに考えております。お話のように医療保障財政はきわめて苦しい立場にあり、それはなぜかという、医療給付の額が非常に勢いよく伸びております。大体年率にいたしまして二〇％の伸び、それに対して医療収入のほうは一〇％しかありません。この傾向を放置しておきますと、末広がりになって、どういふところに行ってしまうか、まあ現状ではたいへんな事態になつてくるのではないかと心配をいたしておるのであります。私は、そういう間において、戦後まあ自然発生的に医療の諸制度というものがタケノコのようにできてきておるわけでありまして、その間に非常に不均衡もある。また、したがって

○副議長(河野謙三君) 日程第二、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律案(趣旨説明)

「國務大臣坂田英一君登壇、拍手」
○國務大臣(坂田英一君) 入会林野等に係る權利關係の近代化の助長に關する法律案につきまして、その趣旨をご説明申し上げます。

わが国の農山村におきましては、古くから入会林野等の利用が行なわれてきたのでありますが、今日なお、その面積は二百万ヘクタールをこえ、全国の民有林野面積の二三％に及んでいるのであります。これらの林野の利用状況は、一般に粗放であり、農業経営の発展及び農山村民の所得の向上に十分寄与しているとは言いがたい現状であります。これによる国民経済上の損失も少なくないと思われるのであります。入会林野等の利用

しかしながら、現状におきましては、このような権利関係の近代化をはかりますためには、かななり煩瑣な手続や、多額の経費負担を必要とし、農山村民が独力でこれを実行することはきわめて困難でありまして、そのことが、これまで権利関係の近代化を進める上の大きな障害となつていきましたのであります。したがひまして、入会林野等の農林業上の利用の増進をはかつてまいりますためには、このような障害を排除いたしまして、農山村民が自主的、かつ、円満に近代化を実現し得るよう助長する措置を講ずることが緊急に必要であると考えらるものであります。

以上のような理由からいたしまして、この法律案におきましては、入会林野等の権利関係の近代化を行なうに必要な手続を定めますとともに、關連する登記手続の簡素化、租税の減税、経費の補助等、各種の援助措置を定めたのであります。

以上がこの法律案を提出する理由であります。が、次に、法律案のおもな内容について御説明申し上げます。

第一は、入会林野における権利関係の近代化、すなわち、入会林野整備の実施手続等に関する規定であります。入会林野整備を行なうにあたりま

慣の存ておられますもの、すなわち、旧慣使用料の場合におきましては、農業または林業構造改善事業等の効率的な実施を促進するために必要な場合に行なうことができるものといましておりま
す。また、この整備計画の作成については、市町村長が、あらかじめ旧慣使用権者の意見を聞き、市町村の議会等の議決を経ることといましており
ます。

なお、旧慣使用林野整備計画の認可の公告による権利変動、及びその後の登記等については、入会林野整備の場合に準ずることとしたしております。

第三に、入会林野整備等が円滑に行なわれるよう、援助措置についての規定を設けております。まず、登記手続につきましては、政令で不動産登録法の特例を定めることができることとしてその簡素化をはかるほか、税制上の特例といたしましては、入会林野整備等により権利を取得した者の経済的な利益については、課税しないものとするほか、不動産取得税及び登録税の減免措置を講ずる

○中村波男君 私は、日本社会党を代表いたしますして、ただいま農林大臣から趣旨説明のありました「入会会田野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律案」について質問をいたすものでございます。

まず、最初に、入り会い権の本質について政府の見解をただしたいのであります。入り会いの利用状況は、今日においては、古典的な共同利用の形を残しているものは二三％にすぎず、他は、入り会い集団による直轄利用、権利者に配分する分割利用、契約によつて権利者、無権利者の別なく利用させる契約利用等があります。これらの権利内容は、まことに複雑多岐にわたり、それだけに、この実態を完全にとらえることが最も重要でございいます。さらに、入り会い権の内容は、学説、判例に多くの異説があり、その含み得る範囲はきわめて広いのであります、聞くところによると、最初林野庁は、それを広く解釈して立法をはかったところ、公権論を固執する自治省に押しまくられ、ついに、地方自治法上の慣行使用権は一応入り会い権とは別なものであるという立場をとることで妥協した結果、入り会い権者全員の納得が得られれば、その得られた方向で近代化をはかつていくという便宜主義をとらざるを得なくなつたのであります。かかる妥協の産物である本法案の矛盾点を具体的に取り上げ、農林大臣の所見を伺つておきたいのでございいます。

まず第一に、入り会い権、旧慣使用権を個別に私権化する場合は、権利の確認をめぐつて紛糾することは、過去の事例からしても十分予測し得るところであります。この点について、いかなる見通

しと処理方法を用意されているか。

その第二は、利用目的が二つ以上に分かれた場合、たとえば、一方は植林を主張し、他方は草地利用を主張して、ともに譲らず、どうしても意思統一ができない場合、その解決基準をどこに求めようとしているのか。

第三としましては、入り会い権と所有権者と別人であるところの、地役の性質を有する入り会い林野については、先日の小柴裁判の例に見ると、多くの場合、両者が鋭く対立しているか、さもなくば、入り会い権者が泣き寝入りをしているかのいずれかであると考えられ、このような中で関係権利者の合意と同意を前提に置き、それによつて入り会い権近代化の実をあげようとするのと自体、現実を無視したやり方ではないのか。

以上三つのケースについて、具体的な対応策をまず承りたいのであります。

次に問題にいたしたいのは、旧慣使用林野の整備計画の手續規定の中で、発議権者を市町村長のみ限定し、しかも議院が優位に立ち、権利者には意見を聞くにとどめているという点であります。

また、これに關連いたしまして農林大臣にただしたいたのは、自治省、県、市町村等が公権論に立つ限り、公共性、公益性、近代化の美名のもとに、行政介入がなされるおそれが多分であり、さらに、自立経営育成に名をかり、農基法同様、小規模経営者の首切りを危惧する向きが多いゆえに、これらの点について率直な答弁を求めたいのであります。

税制の適用を受けることはきわめて困難であり、さらに組合から配当金を受けた組合員についても山林所得の適用を受けることはむずかしいと思うのであります。したがって、税制上に特別な考慮を払い、税金の減免措置を講ずる必要があると私は考えるのであります。

続いての質問は、公有地入り会い権に対する司法と行政の見解の相違についてであります。前にも述べましたごとく、入り会い林野と旧慣使用林野とは、もともととは同じような実態を持った入り会い林野から出発したもので、いわゆる入り会い山、部落山、村山、萱場、草刈り場等、地方により呼び名はさまざまであっても、地域の人々が慣行慣習で、あるいは共同体的な村のおきてに従つて使用収益し、徳川中期ごろになって、入り会い林野は慣行として確立され、今日に至つたもので、すなわち、入り会い権は山村農民が血と汗で守り抜いてきた生活権であります。

また、これに關連いたしまして農林大臣にただしたいたのは、自治省、県、市町村等が公権論に立つ限り、公共性、公益性、近代化の美名のもとに、行政介入がなされるおそれが多分であり、さらに、自立経営育成に名をかり、農基法同様、小規模経営者の首切りを危惧する向きが多いゆえに、これらの点について率直な答弁を求めたいのであります。

次に、権利配分後の農業生産法人等への助長策、並びに収益があがるようになった場合の税法上の措置について、大蔵大臣に質問をいたします。大臣は、衆議院において、山村の振興については特別な配慮をする必要があるとか、整備後は、造林補助、林業構造改善補助を行なうほか、融資を拡大する等の助成策を講ずるとか、実に抽象的な答弁をなされておりますが、私が聞きたいのは、抽象論ではなく、より具体的な内容についてであります。

質問の第二は、政府が、入会林野の近代化の必要性として、利用状況が粗放であるため、経営面、所得面からの寄与率がきわめて低いことをあげている点については、私も同感であります。しかし、国有林、民有林等の利用状況が格段と高いのかといふ事ならば、これまた、よくないものであります。たとえば、全森林面積二千五百十萬ヘクタールに対して、人工林は七百三十七萬ヘクタール、その人工林率は二九・三%にすぎないのであります。これに対し、林業白書で、人工林化はなお五%が可能であると指摘していることは、総理も先刻御承知のことだと思ふのであります。ここで重視しなければならぬのは、林業の生産基盤の造成に不受欠な人工造林化が、特に民有林において、三十六年以降、漸減傾向を

立場から、判決を下しているものであります。しかるに、公有地入り会いに対する行政当局は、公権論の立ち場を立ち、司法当局の方針と大きな意見の相違を来したまま、数十年にも及んだのであり、しかも、この事実が今日まで見過ごされてきたというところは、法治国日本として、まことに奇妙不可解きまざる現象であると言わざるを得ないのであります。ましてや、法務省が長年にわたる裁判所と行政当局との意見の食い違いを放置した怠慢もさることながら、本法案の旧慣使用林野の入り会い権に対し公権論を支持する態度には、承服できないものがござります。したがって、これに対する総理並びに法務大臣の所信をお聞きいたしておきたいのであります。

また、これに關連いたしまして農林大臣にただしたいたのは、自治省、県、市町村等が公権論に立つ限り、公共性、公益性、近代化の美名のもとに、行政介入がなされるおそれが多分であり、さらに、自立経営育成に名をかり、農基法同様、小規模経営者の首切りを危惧する向きが多いゆえに、これらの点について率直な答弁を求めたいのであります。

農林省の林野整備促進事業の実施計画によりまして、十カ年に百五十二萬八千ヘクタールを予定したしておるのであります。これに要する造林費は三千億以上になるのであらうと思ふのであります。この膨大な事業費に対し、十分な助成を政府が行なわない限り、事業の推進はおぼつかないといふ考えがあるのであります。また、四十五萬ヘクタールの原野は、でき得る限り、牧草地、果樹園等へ活用すべきでありまして、そのためには、国の助成が不可欠であり、これらの助長対策は具体的にどのようなものをお考えになつておられるのか、お尋ねしたいのであります。

さらに、この際、明らかにされたいのは、生産森林組合、農業生産法人等は、協同組合としての

示し始め、一方では、用材の需要の増大に対し、国産材の供給率は大きくこれを下回り、三十五年の五割増と、その伸び率はきわめて低いのであります。その結果として、年々、外材の輸入は増大し、いまや国内需要の三分の一の二千万立方メートルに達し、外貨千六百億円程度がこれに充てられていくというのであります。さらに、政府が成長作物として奨励しておりますところの畜産は、飼料の自給対策が貧困なため、そのしわ寄せを畜産農民が受け、これまた畜産事業は停滞傾向にあり、その打開の大方策として、放牧地、採草地への林野の活用が強く要請されているにもかかわらず、政府はこれに対応する積極政策をとらず、かけ声に終わらせている、その政治責任を、この機会に追及いたすものでございます。

以上、いろいろ申し述べてまいりましたが、問題は、入り会い権、入り会い権者の定義がまことに不明確であり、加えて、入会林野の実態を完全に把握しないまま権利を明確にするための手続的法律を制定することは、全く無謀だと私は言わざるを得ないと思っております。現に、入会林野の今日の利用形態は、国が直接手を加えずとも、経済的環境の変化に伴って近代化しつつあるのであります。それよりも先んじて政府が考えなければならぬことは、さきにも述べましたように、農山村民を取り巻く経済的環境を総合的に整備充実するとともに、林野の高度利用を、総合的、計画的に推進する中で入会林野を位置づけてこそ、無理なく成果をあげることができると考へるのであります。

これらの点について総理の見解を求め、私の質問を終わる次第でございます。(拍手)

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○国務大臣(佐藤榮作君) お答えいたします。ただいま、この入り会い権の問題をめぐりまして、法律論的に、また、たいへん専門的な御意見を聞かしていただきました。なかなかむづかしい問題でございます。すでに裁判等におきまして、

こういう入り会い権をめぐりまして長い訴訟が継続されておることも御承知のとおりであります。したがって、十分その実情に即した判断をしないと、これはなかなか単純な結論は出てこない、かように私も思います。したがって、この入り会い権の取り扱い方は、在来のままでは実には困る。申すまでもなく、農業については農業基本法があり、林業については林業基本法があり、そうして農林業の構造の改善をはかつていく、そうして近代化の経路をたどっていく、そのおくれを取り返そう、かように考えております。その場合に、既存の権利、特にこの入り会い権などは、そういう場合、どうしても新しい構造改革をしようという場合に障害を来たして、これは御承知のとおりだろうと思っております。したがって、今回取り組むのも、入り会い権の近代化をはかつて、そうして構造改善を進めていく、その上に役立たすようにしようというのが、今回のねらいであります。また、そういう場合におきましても、林業の育成強化、あるいは農業の改善等が、ただいまお話しになりましたように、いろいろ多種多様である。いわゆる立地条件に合わない限り、これは目的を達するわけにまいりませんから、それぞれの実情に応じて処置をとる、たとえば畜産あるいは果樹等も、そういう意味で十分実情に即した処置をとらないと、目的を達しないのであります。そういう意味で、今回の構造改善に役立たす意味で入り会い権の近代化をはかるというのが今回の法律であります。いずれ委員会等を通じて十分御審議をいただいて、そうして、それがその場所に適合するように、行政的な指導が行なわれるということ、両面相まって農林業が改善されるのだ、私かように期待いたしております。十分御審議のほどをいただきたいと思います。(拍手)

〔国務大臣坂田英一君登壇、拍手〕

○国務大臣(坂田英一君) 中村議員の御質問にお答え申し上げますが、お話のとおりに、この入

り会い権は農村の生活権であり、慣行上において非常な用途を持つてまいりましたことは、言うまでもないのでございます。すなわち、以前におきましては、農山村民が日常生活や自給農業を営むために、古くから一定の山林原野を使用いたした慣行上の権利でございます。それらの問題については、現在の情勢から申しますと、先ほど総理からもお答え申しましたとおり、どうしても近代化していかねば能率を高めた活用はできないというところが、非常に多く相なっております。これは、言うまでもございません。かような意味合いからいたしまして、今度の法律案は、何も強制的にこれを行なうというのではなくして、話し合いによって十分その目的を達成しよう、そのために税制の問題その他の便宜を与えていく、こういうことを主眼としておるものでございます。その点御了承をお願いしたいと思います。この法律案は、入り会い権を私権化する際に、権利者をめぐって、その権利者であるかといふといったような、いろいろの点をめぐっての紛争があるのではないかと、あるいは、また、全員が同意する際にそれは非常に困難な問題でもあつて、いろいろそれらに関する問題もあるのではないかと意味合いの御質問でございますが、先ほど申しましたようなわけでございまして、入り会い権者の範囲はいろいろありますが、それぞれの集団は慣行によって定まっておりますが、通常でありますから、その現地においては、多くの場合、権利者の確認をめぐって紛争を来たしておるということはありますけれども、そんなに普遍的ではないのでございます。しかし、慣習についての解釈上の不一致がある場合もありますから、かような問題については問題がありますから、十分これらの問題については話し合いによって進めていくというのでございます。当事者間の話し合いを中心として、円満な解決に導いていくよう指導してまいりたい、かように考えておるわけでございます。

それから、計画作成の際には全員の合意を前提とするものであります。これは入り会い権の法律的性格からやむを得ないことであると思ひます。しかし、われわれのほうで実態調査をいたしまして、また、構造改善事業計画などによっていろいろ見たのでございますが、かなりの地域においては可能性があるのでございまして、また、国としてもこのような点について十分指導をいたしてまいりたい、かように考えておるわけでございます。

それから、利用目的が二つ以上に分かれたようなときにその関係をどうするかといったような意味の御質問でございますが、入り会い林野等の農林業上の利用の増進ということ、この法案の趣旨がそこをなれないように、権利者の協議により十分納得を得させ、そうして合理的な土地利用計画が作成されるように指導し努力する、かような行き方でございます。で、入り会い権者と所有者が別人で、合意に達しない場合も、十分協議をさせることも、両者の納得のいくところまでこれらについて合意を得られるようにあつてを進めてまいりたいということで、進んでいきたいと考えておるわけでございます。

まあ大体そういうことでございまして。(拍手)

○国務大臣(永山忠則君登壇、拍手)

〔国務大臣(永山忠則君) 登壇、拍手〕

○国務大臣(永山忠則君) お答え申し上げます。これは地方自治法の第二百三十八条の六第一項で、所有権は地方団体に属することになっております。したがって、これを議会の決議で処分されることになっておるのでございます。しかし、今回の法案は、これを使用しての旧慣使用者へ、農林業近代経営のために、これを譲渡するということとが目的でございます。旧来は、議院がかりに処分して公共事業へ持つていくこともできるやうになっておりますが、今回の分は意見を聞いてやるということになっておるのでございまして、そうしてこの使用者のほうへ譲渡するというのが目的でございます。それから、私権化の方向へ整備をいたしているという状態でございます。したがって、

七〇三

昭和四十一年四月二十日 参議院會議録第二十三号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律案(趣旨説明) 銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法の
一部を改正する法律案

七〇四

旧来のような紛争はないようになるものであると
考へるのでございます。(拍手)

【国務大臣石井光次郎君登壇、拍手】

○国務大臣(石井光次郎君) 裁判判決例では、公
有地につきましても、私法上の入り会い権の存在
を認めてゐるものがあるものであります。一方、地
方自治法では、旧慣使用権なる権利についての規
定をしてゐるのは、御説のとおりであります。し
たがいまして、公有地入り会いを、公法上の権利
であるとか私法上の権利であるとかを、一律に判
定することは困難ではないかと考へておるのでござ
います。すなわち、具体的事案を慎重に検討し
た上で、私法上の入り会い権であるとか、あるい
は旧慣使用権であるとかを、判定すべきものでは
ないと考へておるのでございます。また、公有地を
慣習によつて利用してゐる権利が、公権か私権か
について争いがあるように言われておりますが、
が、公有地について、私法上の入り会い権が存立
してゐる旨の裁判がなされた場合におきましては、
関係行政庁は、もとより、その裁判を尊重すべ
きものであると存じておるのでございます。

(拍手)

【国務大臣福田赳夫君登壇、拍手】

○国務大臣(福田赳夫君) お答え申し上げます。
造林事業に対する国費の支出が少ないのではな
いか、もつと増額せよという御意見でござい
ますが、造林につきましても、もとよりできる
限りの努力をしております。ただ、これが一筆に
そう急にとりわけにはまいりませんので、逐次
ということでございますが、現に昭和四十一年度
におきましても、造林費は五十四億圓、また、そ
の他融資のほうで七十一億圓、それから草地改良
の計画に乗り出しまして、十年間に四十万ヘク
タール、その初年度にいたしまして二十五億圓と
いうわけで、四十年度に比べますと、いずれも
大幅な増額を計上しておるといふ次第でございま
すが、また、山村振興事業はいよいよ昭和四十一年
度からその施行の第一年度という性格におきま

してスタートされるわけであります。これも私は
山村の振興のために相当貢献し得るものと思つて
おります。

なお、税の扱いについて、生産森林組合が農業
協同組合などと処遇が違ふのじやないかというよ
うな趣きの質問でございますが、考へ方におきま
して、生産森林組合と農業協同組合との課税につ
きましては、何ら違いはないのであります。た
だ、生産森林組合におきましては、態様が少し違
うのであります。大部分のものは農業協同組合
のように相互扶助団体という性格でござい、ま
が、一部のものが、組合員が組合の中に没入する
と申しますか、月給を取る、そういう仕組みのも
のがあるのであります。その仕組みをとるものを
農業協同組合のように扱ふわけにはまいらない。
つまり農業協同組合と違ひまして、生産森林組合
の組合員が組合のために作業をする、その作業に
応じて分配を受ける金、それにつきましては、これ
を損金算入にするという、そういうことは、もう
税の理論上できないわけでありまして、また、い
づれの場合におきましても、残余の剰余金を分配す
る、これはあたかも株式会社配当に相当するもの
でござい、ま、これは配当課税が行なわれ
る、かように相なるものでござい、ま、これら
の点はやむを得ないこととござい、ま、根本
的な考へ方におきましては、農業協同組合と差別
すべきものでもなし、また、差別してはおらな
い、かように御了承願ひたいと思ひます。(拍手)

○副議長(河野謙三君) これにて質疑の通告者の
発言は終了いたしました。質疑は終了したものと
認めます。

○副議長(河野謙三君) 日程第三、銃砲刀剣類所
持等取締法及び火薬類取締法の一部を改正する法
律案(内閣提出)を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員

会理事沢田一精君。

【審査報告書は都合により第二十六号末尾
に掲載】

銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法の
一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十一年三月十五日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法の
一部を改正する法律案

銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法
の一部を改正する法律

(銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正)

第一条 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年
法律第六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「研究のため」の下に、

第五条の三第一項若しくは鳥獣保護及狩猟ニ関
スル法律(大正七年法律第三十二号)第七條ノ二

第一項の講習会の教材の用に供するため」を加
え、同項第三号の二中「第十條の二」を「第十條

の四」に、「銃砲」を「けん銃」に改め、同項第六
号中「所持する者」の下に「又は国若しくは地方

公共団体」を加え、同項第八号中「又は運動競技
用信号銃」を「運動競技用信号銃又は第四条第

一項第二号の政令で定める銃砲」に改め、同項
第九号中「所持する者」の下に「又は国若しくは

地方公共団体」を加え、同条第二項中「第一号」
を「第二号」に改める。

第三条の二第三号中「第二号又は第三号」を

「第三号又は第四号」に改める。

第四条第一項第一号を次のように改める。

一 狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途
に供するため、銃又は空気銃を所持しよ

うとする者

第四条第一項第五号を同項第七号とし、同項

第四号中「必要な銃砲」を「運動競技用信号銃

又はけん銃」に改め、同号を同項第五号とし、

同号の次に次の一号を加える。

六 狩猟、有害鳥獣駆除、と殺、漁業又は建

設業の用途に供するため必要な刀剣類を所

持しようとする者

第四条第一項第三号中「必要な銃砲」を「け

ん銃」に改め、同号を同項第四号とし、同項第

二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の

一号を加える。

二 人命救助又はと殺若しくは漁業、建設業

その他の産業の用途に供するため、それぞ

れ、救命索発射銃、救命用信号銃又はと殺銃

若しくは捕鯨銃、捕鯨用網索発射銃、

建設用びょう打銃、建設用網索発射銃その

他の産業の用途に供するため必要な銃砲で

政令で定めるものを所持しようとする者

第四条第三項中「第三号に規定する」を「第四

号」に改め、同条第四項中「第三号に掲げる銃

砲」を「第四号のけん銃」に改める。

第五条第二項中「変装銃砲刀剣類」の下に「又

はその構造若しくは機能が政令で定める基準に

適合しない銃砲」を加え、同条の次に次の二条

を加える。

(銃砲及び空気銃の許可の基準の特例)

第五条の二 都道府県公安委員会は、第四条第

一項第一号の規定による銃砲又は空気銃の所

持の許可を受けようとする者がいづれかに該

当する場合でなければ、許可をしてはならな

い。

一 次条第一項の講習会の講習を受け、その

課程を修了した者

二 銃砲及び空気銃の取扱に關し、前号に

掲げる者と同等以上の知識を有する者とし

て政令で定める者

2 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一

号の規定による銃銃の所持の許可を受けようとする者が二十歳（政令で定めるところにより政令で定める者から推薦された者にあつては、十八歳）に満たない場合には、許可をしない。

（銃銃及び空気銃の取扱に關する講習會）

第五條の三 都道府県公安委員會は、政令で定めるところにより、その管轄区域内に住所を有する者で第四條第一項第一号の規定による銃銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするものを受講者として、次に掲げる事項に關し必要な知識を修得させるための講習會を開催するものとする。

一 銃銃及び空気銃の所持に關する法令

二 銃銃及び空気銃の使用、保管等の取扱に關する者で都道府県公安委員會は、政令で定めるところにより、前項の講習會の講習を受け、その課程を修了した者に対し、証明書を交付しなればならない。

三 都道府県公安委員會は、政令で定めるところにより、第一項の講習會の開催に關する事務の一部を政令で定める者に行なわせることができる。

第七條の次に次の一條を加える。

（銃銃及び空気銃の許可の更新）

第七條の二 第四條第一項第一号の規定による銃銃又は空気銃の所持の許可は、五年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失ふ。

二 前項の更新を受けるための手続その他更新に關し必要な事項は、總理府令で定める。

第八條第一項第六号中「第三号若しくは第四号」を「第四号若しくは第五号」に改め、「満たないもの」の下に「若しくは銃銃の所持の許可を受けた者で二十歳に満たないもの」を、「第五條第一項第一号」の下に「若しくは第五條の二第二項」を加える。

第十條第一項中「第四條又は第六條に掲げる

用途に供するか」を「当該許可に係る用途に供する場合」に改め、同條第二項第一号中「鳥獸保護及狩獵ニ關スル法律」の上に「第四條第一項第一号の規定により狩獵又は有害鳥獸駆除（政令で定めるものを除く。）の用途に供するため銃銃又は空気銃の所持の許可を受けた者が、当該用途に供するため」を加え、「（大正七年法律第三十二号）を削り、同項第二号を削り、同項第三号中「指定射撃場において」の上に「第四條第一項第一号の規定により標的射撃の用途に供するため銃銃若しくは空気銃の所持の許可を受けた者又は同項第四号若しくは第六條の規定による銃銃の所持の許可を受けた者が」を加え、同項を同項第二号とし、同項に次の一号を加える。

三 第四條の規定による銃銃の所持の許可を受けた者（前二号に規定する者を除く。）が、当該許可に係る用途に供するため使用する場
第十條第三項中「安全装置をする等直ちに発射できないようにして」を「当該銃銃に実包、空包又は金屬性彈丸を装てんしない」に、「容器」を「当該銃銃を容器」に改める。

第十條の二の見出しを削り、同條第一項中「第三号」を「第四号」に、「銃銃」を「けん銃」に改め、同條第二項及び第三項中「銃銃」を「けん銃」に改め、同條を第十條の四とし、同條の次に次の一條を加える。

（消音器等の所持の制限）

第十條の五 第四條又は第六條の規定による許可を受けた者は、許可に係る銃銃に取り付けて使用することができる政令で定める消音器、彈倉又は替え銃身を所持してはならない。ただし、第四條第一項第三号の規定による許可を受けた者が許可に係る用途に供するため所持する場合は、この限りでない。

第十條の次に次の二條を加える。

（銃銃の構造及び機能の維持）

第十條の二 第四條の規定による許可を受けた

者は、許可に係る銃銃を当該銃銃に係る第五條第二項の政令で定める基準に適合するよう維持しなければならない。ただし、第四條第一項第三号の規定による許可を受けた者が許可に係る銃銃を許可に係る用途に供する場合、この限りでない。

（銃銃の保管）

第十條の三 第四條又は第六條の規定による許可を受けた者は、次條の規定により保管の委託をする場合その他正当な理由がある場合を除き、許可に係る銃銃を自ら保管するものとし、その保管に当たつては、当該銃銃に実包、空包又は金屬性彈丸を装てんしておいてはならない。

第十一條第九項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同條第十項とし、同條第八項を同條第九項とし、同條第七項を同條第八項とし、同條第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同條第七項とし、同條第五項を同條第六項とし、同條第四項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同條第五項とし、同條第三項の次に次の一項を加える。

四 第四條又は第六條の規定によるけん銃等又は銃銃の所持の許可を受けた者が、火藥類取締法（昭和二十五年法律第四十九号）第五十條の二第一項の規定の適用を受ける火藥類について、同法の規定又は同法に基づく処分に違反した場合には、都道府県公安委員會は、その許可を取り消すことができる。

第十二條第三項中「第四項」に改める。

第二十一條中「第十條の規定」を「第十條第二項各号を除く。」の規定に、「第四條又は第六條に掲げる用途に供するか」を「当該許可に係る用途に供する場合」に、「第四條又は第六條に掲げる用途に供するため使用する」を「次の各号の一に該当する」に改め、「正当な理由に基いて使用する」の下に「と、同條第三項中、前項各号の一に該当する」とあるのは「使用する」を加える。

第二十四條の二第八項及び第二十七條第三項中「第七項及び第八項」を「第八項及び第九項」に、「同條第七項」を「同條第八項」に改める。

第二十九條中「第七條」を「第五條の三第一項の講習會の開催若しくは同條第二項の証明書の再交付、第七條」に、「再交付又は」を「再交付若しくは第七條の二の許可の更新又は」に改め、「五百円」の下に「（証明書書の再交付にあつては四百円とし、許可の更新にあつては四百円とする。）」を加える。

第三十五條第四号中「第四項」を「第五項」に改める。

（火藥類取締法の一部改正）

第二條 火藥類取締法（昭和二十五年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第四十五條中「その他による運搬」の下に「又は第五十條の二第一項の規定の適用を受ける火藥類の消費」を加える。

第五十條の次に次の一條を加える。

（銃銃用火藥類の特則）

第五十條の二 実包又は政令で定める火藥であつて、銃銃刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）に規定するけん銃等又は銃銃にもつぱら使用されるものに関するは、第七十七條（第一項第四号を除く。）、第二十四條及び第二十五條中「通商産業省令」とあるのは、「總理府令」と、「都道府県知事」とあるのは、「都道府県公安委員會」と読み替へるものとする。

「けん銃等、銃銃又は古式銃銃に使用し又は使用させることを目的とする空包、銃用雷管又は政令で定める火藥の譲渡、譲受け、輸入又は消費について、同様とする。

二 前項の規定は、製造業者若しくは販売業者が業務のため行ない、又は銃銃刀剣類所持等取締法第四條第一項第二号の規定による銃銃の所持の許可を受けた者が許可に係る用途に關して行ない譲渡、譲受け、輸入又は消費については、適用しない。

昭和四十一年四月二十日 参議院會議録第二十三号 銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法の一部を改正する法律案

七〇六

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十二年一月一日から施行する。
(経過規定)

2 改正前の銃砲刀剣類所持等取締法(以下「旧

旧法第四条第一項第一号の規定による銃銃又は空気銃の所持の許可	新法第四条第一項第一号の規定による銃銃又は空気銃の所持の許可
旧法第四条第一項第一号の規定による獵銃及び空気銃以外の銃砲の所持の許可	新法第四条第一項第二号の規定による救命索発射銃、救命用信号銃、と殺銃、捕鯨銃、もり銃、捕鯨用標識銃、建設用びよう打銃、建設用網索発射銃又は政令で定める銃砲の所持の許可
旧法第四条第二項第一号の規定による刀剣類の所持の許可	新法第四条第一項第六号の規定による刀剣類の所持の許可
旧法第四条第二項第二号の規定による銃砲の所持の許可	新法第四条第一項第三号の規定による銃砲の所持の許可
旧法第四条第二項第三号の規定による銃砲の所持の許可	新法第四条第一項第四号の規定によるけん銃の所持の許可
旧法第四条第二項第四号の規定による銃砲の所持の許可	新法第四条第一項第五号の規定による運動銃技用信号銃又はけん銃の所持の許可
旧法第四条第二項第五号の規定による刀剣類の所持の許可	新法第四条第一項第七号の規定による刀剣類の所持の許可

3 この法律の施行の際現に都道府県公安委員会に対し旧法の規定によりされている申請で、前項の表の上欄に掲げる許可に係るものは、それぞれ同表の下欄に掲げる許可に係る申請とみなす。

4 この法律の施行の際現に都道府県公安委員会に対し旧法の規定による銃砲の所持の許可の申請をしている者に対する許可の基準については、新法第五条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 この法律の施行の際現に旧法第四条第一項第一号の規定による銃銃又は空気銃の所持の許可を受けている者は、総理府令で定めるところにより次の表の上欄に掲げる許可証の交付を受けた日の属する年の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる日に更新を受けなければ、許可は、その日限りその効力を失う。

許可証の交付を受けた日の属する年	許可の失効の日
昭和二十一年から昭和二十九年まで	昭和四十二年四月三十日
昭和三十年から昭和三十一年まで	昭和四十二年十月三十一日
昭和三十一年から昭和三十三年まで	昭和四十三年四月三十日
昭和三十三年から昭和三十五年まで	昭和四十三年十月三十一日
昭和三十六年	昭和四十四年四月三十日
昭和三十七年	昭和四十四年十月三十一日
昭和三十八年	昭和四十五年四月三十日
昭和三十九年	昭和四十五年十月三十一日
昭和四十年	昭和四十六年四月三十日
昭和四十一年	昭和四十六年十二月三十一日

6 この法律の施行の際現に旧法第四条第一項第一号の規定による銃銃又は空気銃の所持の許可(当該許可に係る前項の表の下欄に掲げる許可の失効の日が異なるものに限る。)を二以上受けている者は、最初に受けることとなる許可の更新を申請するに当たり、あわせて他の許可についても、同時の更新を申請することができる。

7 この法律の施行の際現に旧法第四条第一項第一号の規定により狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供するため銃銃又は空気銃の所持の許可を受けている者に対する新法第十条第一項及び第二項の規定の適用については、当該許可に係る用途は、新法第四条第一項第一号の標的射撃の用途を含むものとする。

8 この法律の施行の際現に旧法第四条の規定による許可に係る銃砲で新法第五条第二項の政令

9 この法律の施行の際現に都道府県知事に対してされている火薬類取締法第十七条第一項、第二十四条第一項又は第二十五条第一項の規定による許可の申請については、改正後の火薬類取締法第五十条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

10 この法律の施行前にされた火薬類取締法第七条第一項、第二十四条第一項若しくは第二十五条第一項の規定による許可又はこの法律の施

行後に前項の規定に基づいてされる許可に係る行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立てについては、なお従前の例による。

11 この法律の施行前にされた火薬類取締法第七條第一項若しくは第二十五條第一項の規定による許可又はこの法律の施行後に附則第九項の規定に基づいてされる許可に係る同法第十七條第三項、第七項若しくは第八項又は第二十五條第三項の規定の適用については、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事の属する都道府県に置かれる公安委員会」とする。

12 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔沢田一精君登壇、拍手〕

○沢田一精君 ただいま議題になりました銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、

第一に、猟銃、空気銃の所持許可は、銃砲の所持

持取り扱いについての講習会の修了者等でない限りは許可しないこと、所持の許可は五年ごとに更新すること、猟銃については、許可の制限年齢を二十歳に引き上げることなど、所持許可の規制を強化し、

第二に、銃砲の用途については、新たに標的射撃を加えるなど、規定を整備して、それらの用途以外には使用できないこととし、保管にあたっては、実包等を装てんしておかないことなど、使用者に適正な方法で保管する義務を課す等、使用、保管についての規制を強化し、

第三に、猟銃等に使用される実包火薬類等の譲渡、譲り受け等の許可に關する権限を、都道府県知事から都道府県公安委員会に移管すること等をおもな内容とするものであります。

本委員会におきましては、暴力団の取り締まり及び拳銃の取り締まり状況、銃砲等の所持許可、使用の実情、精神障害者による事故対策及び更新の期限等について、慎重審査いたしました。詳細は会議録に譲ります。

かくて、質疑を終局し、討論に入りましたところ、別に発言もなく、本案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、本委員会におきましては、銃砲による危害予防の一その徹底を期するため、銃砲の保管

についての十分な指導措置、精神障害者に対する事故防止策の推進、さらに、狩猟用及び射撃用のいずれにも使用されることのない銃砲の発生防止につとめることを要望する旨の附帯決議を、全会一致をもって可決いたしました。

以上報告を終わります。(拍手)

○副議長(河野謙三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。

よつて本案は、全会一致をもって可決せられました。

内四郎君。

〔審査報告書は都合により第二十六号末尾に掲載〕

在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する

昭和四十一年四月五日

衆議院議長 山口喜久一郎
参議院議長 重宗 雄三殿

(小字及び一は衆議院修正)

在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律の一部を改正する法律案

在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律の一部を改正する法律案

在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

昭和四十一年四月二十日 参議院會議録第二十三号 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

七〇八

在外公館の種別	所在国又は所在地	号別												
		大使	公使	一 号	二 号	三 号	四 号	五 号	六 号	七 号	八 号	九 号	十 号	十一 号
アメリカ合衆国		一九、二〇〇	一六、七二六	一四、三三三	一二、七四八	九、二六四	七、八三六	六、八八八	六、一八〇	五、七〇〇	五、二二三	四、七五三	四、二二三	三、八〇四
カナダ		一五、〇〇〇	一三、四七六	一一、九三三	一〇、四二六	八、八九二	七、五四四	六、六二二	五、九八八	五、四七三	五、〇六六	四、五六〇	四、〇四四	三、六四八
メキシコ		一四、〇〇〇	一二、〇四四	一〇、七〇〇	一〇、三三四	八、九八八	七、六〇八	六、六八四	五、九八八	五、五三三	五、〇七六	四、六〇八	四、一五三	三、六四八
ブラジル		一五、〇〇〇	一三、三三〇	一一、七六〇	一〇、一四〇	八、五〇〇	七、二二二	六、三三六	五、六八八	五、二四四	四、八二二	四、三六八	三、九六六	三、四九二
アルゼンティン		一五、〇〇〇	一三、五五〇	一一、〇三六	一〇、五五〇	九、〇〇〇	七、六八〇	六、七五六	六、〇〇〇	五、五九三	五、一四二	四、六五六	四、一八八	三、七二〇
大韓民国		一五、〇〇〇	一三、〇〇八	一一、三三八	一〇、八三六	九、四五六	七、九九三	七、〇三三	六、三〇〇	五、八二〇	五、三三八	四、八四八	四、三六八	三、八七六
フィリピン		一五、〇〇〇	一三、〇〇八	一一、三三八	一〇、八三六	九、四五六	七、九九三	七、〇三三	六、三〇〇	五、八二〇	五、三三八	四、八四八	四、三六八	三、八七六
オーストラリア		一五、〇〇〇	一三、三六〇	一一、七六〇	一〇、二八四	八、七二二	七、三六八	六、四八〇	五、八八八	五、二四四	四、八二二	四、三六八	三、九六六	三、四九二
インドネシア		一五、〇〇〇	一三、四八八	一一、八五六	一〇、二八四	八、七二二	七、三六八	六、四八〇	五、八八八	五、二四四	四、八二二	四、三六八	三、九六六	三、四九二
タイ		一五、〇〇〇	一三、〇〇八	一一、三三八	一〇、八三六	九、四五六	七、九九三	七、〇三三	六、三〇〇	五、八二〇	五、三三八	四、八四八	四、三六八	三、八七六
ビルマ		一五、〇〇〇	一三、〇〇八	一一、三三八	一〇、九八〇	九、六六六	八、一六〇	七、一六四	六、四二〇	五、九二八	五、四三六	四、九四四	四、四五二	三、九六〇
インド		一六、〇〇〇	一四、九八八	一三、七六八	一二、三六四	九、五四〇	八、〇七六	七、〇九二	六、三三〇	五、八六八	五、三八八	四、八九六	四、四〇四	三、九一二
パキスタン		一五、〇〇〇	一三、八〇〇	一二、三〇〇	一一、四〇〇	一〇、二八四	八、七二二	七、三六八	六、七二二	六、二七六	五、七三〇	四、二八四	四、〇〇〇	三、五〇八
トルコ		一五、〇〇〇	一三、四八八	一二、八五六	一一、二八四	八、七二二	七、三六八	六、四八〇	五、八八八	五、二四四	四、八二二	四、三六八	四、〇〇〇	三、五〇八
ドイツ		一六、〇〇〇	一四、七二二	一二、七六六	一一、〇七二	八、七二二	七、三六八	六、四八〇	五、八八八	五、二四四	四、八二二	四、三六八	四、〇〇〇	三、五〇八
オランダ		一四、〇〇〇	一二、九二六	一一、四六〇	九、九六六	八、五〇〇	七、二二二	六、三三六	五、六八八	五、二四四	四、八二二	四、三六八	四、〇〇〇	三、五〇八
ベルギー		一四、〇〇〇	一二、二六六	一一、八三三	一〇、五八八	九、二六六	七、八三六	六、八八八	六、一八〇	五、七〇〇	五、二二三	四、七五三	四、二二三	三、八〇四
フランス		一八、六〇〇	一六、四〇〇	一四、二〇八	一二、〇二二	九、八二八	八、三二六	七、三二八	六、五五二	六、〇四八	五、五四四	五、〇四〇	四、五三六	四、〇三二
イタリア		一五、〇〇〇	一三、五七二	一一、三三三	一〇、七〇〇	九、三三四	七、八三六	六、八八八	六、一八〇	五、七〇〇	五、二二三	四、七五三	四、二二三	三、八〇四
スペイン		一四、〇〇〇	一二、八八八	一一、三六四	九、八五二	八、三三四	七、〇五六	六、二〇四	五、五五六	五、一三六	四、七二二	四、二二二	三、八五二	三、四〇〇
連合王国		一八、六〇〇	一六、二七二	一三、九三三	一一、六〇四	九、二六六	七、八三六	六、八八八	六、一八〇	五、七〇〇	五、二二三	四、七五三	四、二二三	三、八〇四
中華民国		一五、〇〇〇	一三、五五〇	一一、三〇六	一〇、五八〇	九、〇八四	七、六八〇	六、七五六	六、〇〇〇	五、五九二	五、一四二	四、六五六	四、一八八	三、七二〇
アラブ連合共和国		一五、〇〇〇	一三、三三三	一一、二六四	一〇、〇八八	八、三三四	七、〇五六	六、二〇四	五、五五六	五、一三六	四、七二二	四、二二二	三、八五二	三、四〇〇

昭和四十一年四月二十日 参議院會議録第二十三号 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

七〇九

ヴィエトナム	一五、〇〇〇	三、八〇〇	三、六〇〇	一、四〇〇	二、〇一八	八、六八	七、五八四	六、七九三	六、二七六	五、七四八	五、二三三	四、七〇四
ラオス	一五、〇〇〇	三、八九六	三、七〇	二、六七六	二、〇五六〇	八、九四〇	七、八〇〇	七、〇四四	六、五〇四	五、九六四	五、四二二	四、八七三
カンボディア	一五、〇〇〇	三、八〇〇	三、六〇〇	二、四〇〇	二、〇一八	八、六八	七、五四〇	六、七九三	六、二七六	五、七四八	五、二三三	四、七〇四
セイロン	一五、〇〇〇	三、五五七	三、三三	二、一三	九、二六四	七、八三六	六、八八八	六、一八〇	五、七〇〇	五、三三三	四、七五三	四、二七三
スイス	一五、〇〇〇	三、五四	二、三〇六	二、〇五六〇	九、〇八四	七、六〇	六、七五六	六、〇六〇	五、五九三	五、二四	四、六五六	四、一八九
イラン	一五、〇〇〇	三、七〇	二、四〇八	二、一三	八、八二八	八、三三六	七、三三八	六、五五三	六、〇四八	五、五四四	五、〇四〇	四、三三六
アフガニスタン	一五、〇〇〇	一四、一〇〇	一三、一〇〇	一三、一〇〇	二、一四〇〇	九、六四八	八、四七三	七、五九六	七、〇八	六、四三三	五、八四四	五、五六六
ソヴィエト連邦	二四、六〇〇	三、一三	一七、六七六	一四、二〇八	二、〇七五二	九、〇九六	七、九三	七、一六四	六、六二	六、〇六〇	五、五〇八	四、八五六
ネパール	一五、〇〇〇	三、八六六	三、七八〇	二、一六六	二、〇五六〇	八、九四〇	七、八六〇	七、〇四四	六、五〇四	五、九六四	五、四二二	四、八七三
ドミニカ共和国	一三、八〇〇	二、八五三	二、一八四	二、〇九六	二、〇〇八	八、四七三	七、四四〇	六、六七三	六、一五六	五、六四〇	五、一三六	四、六二〇
ペルー	一三、八〇〇	三、六〇〇	二、一〇〇	二、〇一八	八、九八八	七、六〇八	六、六八四	五、九八八	五、五三三	五、〇七六	四、六〇八	四、一五三
チリ	一四、〇〇〇	三、〇六八	二、一七六	二、〇四六	九、〇八四	七、六〇	六、七五六	六、〇六〇	五、五九三	五、二四	四、六五六	四、一八八
キューバ	一四、〇〇〇	三、二四	三、一五六	二、一〇〇	九、九二	八、三三八	七、三三八	六、六二三	六、〇九六	五、五九三	五、〇八八	四、五七三
ヴェネズエラ	一四、〇〇〇	三、五八四	二、一七六	二、一八九〇	二、一三	九、四〇八	八、二八八	七、四二六	六、八四〇	六、二七六	五、七〇〇	五、一三六
コロンビア	一三、八〇〇	二、六〇〇	二、一四〇	二、〇一八	八、九八八	七、六〇八	六、六八四	五、九八八	五、五三三	五、〇七六	四、六〇八	四、一五三
ポーランド	二〇、〇〇〇	一七、七六六	一五、一〇四	二、一六〇〇	二、〇〇八	八、四七三	七、四四〇	六、六七三	六、一五六	五、六四〇	五、一三六	四、六二〇
チェコスロヴァキア	二〇、〇〇〇	一七、七六六	一五、一〇八	二、一六〇〇	九、八二八	八、三三六	七、三八八	六、五五三	六、〇四八	五、五四四	五、〇四〇	四、五三六
マレーシア	一五、〇〇〇	三、三三	二、一三	二、〇七〇	九、二六四	七、八三六	六、八八八	六、一八〇	五、七〇〇	五、三三三	四、七五三	四、二七三
スウェーデン	一四、〇〇〇	三、〇六六	二、一七六	二、〇四六	九、〇八四	七、六〇	六、七五六	六、〇六〇	五、五九三	五、二四	四、六五六	四、一八九
オーストリア	一四、〇〇〇	三、九〇〇	二、一七六	二、〇六八	八、六六六	七、二九六	六、四〇八	五、七四八	五、三〇四	四、八六〇	四、四一六	三、九七三
ユーゴスラヴィア	一四、〇〇〇	三、二一六	二、一三	二、〇五八	九、二六四	七、八三六	六、八八八	六、一八〇	五、七〇〇	五、三三三	四、七五三	四、二七三
サウディ・アラビア	一五、〇〇〇	二、九四〇	二、一三	二、〇六三	二、一七六	一〇、九四〇	九、六四八	八、六五三	七、九四〇	七、三三〇	六、六四八	五、九八八
ノールウェー	一三、八〇〇	二、三五六	二、一三	九、七六〇	八、四三六	七、一四〇	六、三三六	五、六六六	五、一八四	四、七五三	四、三〇	三、八八八
デンマーク	一三、八〇〇	二、三五六	二、一三	九、七六〇	八、四三六	七、一四〇	六、三三六	五、六六六	五、一八四	四、七五三	四、三〇	三、八八八
ヴァチカン	一三、八〇〇	二、三五六	二、一三	九、七六〇	八、四三六	七、一四〇	六、三三六	五、六六六	五、一八四	四、七五三	四、三〇	三、八八八
エチオピア	一五、〇〇〇	三、八八八	二、一六四	二、一五三	二、〇三〇	八、七八四	七、七二六	六、九四	六、三八四	五、八五六	五、三三八	四、七八八

昭和四十一年四月二十日 参議院會議録第二十三号 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

大使館

ガ ー ナ	一五、六〇〇	一四、八五六	一四、一〇〇	一三、三五六	二二、六〇〇	一〇、六六八	九、三三三	八、四〇〇	七、七五二	七、二〇四	六、四六八	五、八二〇	五、一七二
ニ ュ ー ・ ジ ー ラ	一三、八〇〇	一三、四〇〇	一一、一六〇	九、八四〇	八、五〇〇	七、二三三	六、三六八	五、六八八	五、二四四	四、八二二	四、三六八	三、九二六	三、四九二
イ ラ ク	一五、〇〇〇	一三、八〇〇	一二、六〇〇	一一、四〇〇	一〇、一八八	八、六六八	七、五〇四	六、七九二	六、二七六	五、七四八	五、二二三	四、七〇四	四、一七二
レ バ ノ ン	一四、四〇〇	一三、九七五	一二、五五六	一一、二一八	八、七三二	七、三六八	六、四八〇	五、八〇八	五、三六四	四、九〇八	四、四六四	四、〇二〇	三、五七二
ポ ルト ガ ル	一三、八〇〇	一三、四〇〇	一一、一六〇	九、八四〇	八、五〇〇	七、二三三	六、三六八	五、六八八	五、二四四	四、八二二	四、三六八	三、九二六	三、四九二
ギ リ シ ヤ	一三、八〇〇	一三、四〇〇	一一、一六〇	九、八四〇	八、五〇〇	七、二三三	六、三六八	五、六八八	五、二四四	四、八二二	四、三六八	三、九二六	三、四九二
ナ イ ジ ェ リ ア 連 邦	一五、六〇〇	一四、七六六	一三、七二二	一二、〇〇八	一一、二四四	一〇、一三三	九、一〇四	八、〇八八	七、〇七六	六、〇六三	五、〇五〇	四、〇三六	三、〇二二
コ ン ゴ ー （ レ オ ポ ルド ヴィ ル	一五、六〇〇	一四、八五六	一四、一〇〇	一三、三五六	一二、六〇〇	一〇、六六八	九、三三三	八、四〇〇	七、七五二	七、二〇四	六、四六八	五、八二〇	五、一七二
エ ク ア ド ル	一三、八〇〇	一三、六四八	一一、四八〇	一〇、三三三	九、一六八	七、七四四	六、八六八	六、一〇〇	五、六〇〇	五、一七二	四、七〇四	四、二三六	三、七六八
ボ リ ヴ ィ ア	一三、八〇〇	一三、八五二	一一、四八〇	一〇、九五六	一〇、〇〇八	八、四七二	七、四四〇	六、六七二	六、一五六	五、六四〇	五、一七二	四、七〇四	四、二三六
パ ラ グ ァ イ	一三、八〇〇	一三、六四八	一一、四八〇	一〇、三三三	九、一六八	七、七四四	六、八六八	六、一〇〇	五、六〇〇	五、一七二	四、七〇四	四、二三六	三、七六八
ウ ル グ ァ イ	一三、八〇〇	一三、八五二	一一、四八〇	一〇、九五六	一〇、〇〇八	八、四七二	七、四四〇	六、六七二	六、一五六	五、六四〇	五、一七二	四、七〇四	四、二三六
ソ マ リ ア	一五、六〇〇	一四、八五六	一四、一〇〇	一三、三五六	一二、六〇〇	一〇、六六八	九、三三三	八、四〇〇	七、七五二	七、二〇四	六、四六八	五、八二〇	五、一七二
ス ー ダ ン	一五、六〇〇	一四、八五六	一四、一〇〇	一三、三五六	一二、六〇〇	一〇、六六八	九、三三三	八、四〇〇	七、七五二	七、二〇四	六、四六八	五、八二〇	五、一七二
チ ャ ー ド	一五、六〇〇	一四、八五六	一四、一〇〇	一三、三五六	一二、六〇〇	一〇、六六八	九、三三三	八、四〇〇	七、七五二	七、二〇四	六、四六八	五、八二〇	五、一七二
中 央 ア フリ カ 共 和 国	一五、六〇〇	一四、八五六	一四、一〇〇	一三、三五六	一二、六〇〇	一〇、六六八	九、三三三	八、四〇〇	七、七五二	七、二〇四	六、四六八	五、八二〇	五、一七二
カ メ ル ー ン	一五、六〇〇	一四、八五六	一四、一〇〇	一三、三五六	一二、六〇〇	一〇、六六八	九、三三三	八、四〇〇	七、七五二	七、二〇四	六、四六八	五、八二〇	五、一七二
コ ン ゴ ー （ ブ ラ ザ ヴィ ル	一五、六〇〇	一四、八五六	一四、一〇〇	一三、三五六	一二、六〇〇	一〇、六六八	九、三三三	八、四〇〇	七、七五二	七、二〇四	六、四六八	五、八二〇	五、一七二
ガ ボ ン	一五、六〇〇	一四、八五六	一四、一〇〇	一三、三五六	一二、六〇〇	一〇、六六八	九、三三三	八、四〇〇	七、七五二	七、二〇四	六、四六八	五、八二〇	五、一七二
ニ ジ ェ ー ル	一五、六〇〇	一四、八五六	一四、一〇〇	一三、三五六	一二、六〇〇	一〇、六六八	九、三三三	八、四〇〇	七、七五二	七、二〇四	六、四六八	五、八二〇	五、一七二
マ ロ ッ コ	一五、六〇〇	一四、八五六	一四、一〇〇	一三、三五六	一二、六〇〇	一〇、六六八	九、三三三	八、四〇〇	七、七五二	七、二〇四	六、四六八	五、八二〇	五、一七二
モ リ タ ニ ア	一五、六〇〇	一四、八五六	一四、一〇〇	一三、三五六	一二、六〇〇	一〇、六六八	九、三三三	八、四〇〇	七、七五二	七、二〇四	六、四六八	五、八二〇	五、一七二
セ ネ ガ ル	一五、六〇〇	一四、八五六	一四、一〇〇	一三、三五六	一二、六〇〇	一〇、六六八	九、三三三	八、四〇〇	七、七五二	七、二〇四	六、四六八	五、八二〇	五、一七二
上 ヴ ォ ル タ	一五、六〇〇	一四、八五六	一四、一〇〇	一三、三五六	一二、六〇〇	一〇、六六八	九、三三三	八、四〇〇	七、七五二	七、二〇四	六、四六八	五、八二〇	五、一七二
ダ ホ メ	一五、六〇〇	一四、八五六	一四、一〇〇	一三、三五六	一二、六〇〇	一〇、六六八	九、三三三	八、四〇〇	七、七五二	七、二〇四	六、四六八	五、八二〇	五、一七二

昭和四十一年四月二十日 参議院會議録第二十三号 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

イスラエル	一三、八〇〇	二二、五三八	二二、二五八	九、九四〇	八、七二二	七、三六八	六、四八〇	五、八〇八	五、三六四	四、九八八	四、四六四	四、〇二〇	三、五七六
アイルランド	一三、八〇〇	二二、四八〇	二二、一〇〇	九、八八〇	八、五三〇	七、三三二	六、三三八	五、六八八	五、二四四	四、八二二	四、三六八	三、九三六	三、四九二
トリニダード・トバゴ	一三、八〇〇	二二、四〇〇	二二、八〇〇	一〇、八三二	九、八二八	八、三三六	七、三八八	六、三三三	六、〇四八	五、五四四	五、〇四〇	四、五三六	四、〇三二
ジャマイカ	一三、八〇〇	二二、八五二	二二、九四〇	一〇、九五六	一〇、〇〇八	八、四七二	七、四四〇	六、六三二	六、一五五	五、六四〇	五、一三六	四、六三二	四、一二八
グアテマラ	一三、八〇〇	二二、六二四	二二、四三六	一〇、三三〇	九、〇八四	七、六八〇	六、七六六	六、〇六〇	五、五九二	五、一四四	四、六五六	四、一六八	三、六八〇
タンザニア	一五、〇〇〇	二二、八九六	二二、七六〇	一一、六七六	一〇、五三〇	八、九四〇	七、八八〇	七、〇四四	六、五〇四	五、九六四	五、四二四	四、八八四	四、三四四
シエラ・レオネ	一五、〇〇〇	二二、六二四	二二、六三二	一一、六〇〇	一一、二七六	九、八七六	八、六二六	七、七七八	七、一八八	六、五八八	五、九八八	五、三八八	五、二八八
テュニジア	一三、八〇〇	二二、六二四	二二、四三六	一〇、三三〇	九、〇八四	七、六八〇	六、七六六	六、〇六〇	五、五九二	五、一四四	四、六五六	四、一六八	三、六八〇
リビア	一三、八〇〇	二二、六〇〇	二二、〇〇〇	一一、一〇〇	一〇、一八八	八、六二八	七、五八四	六、七三二	六、二七六	五、七四八	五、二二〇	四、七〇〇	四、一七二
サイプレス	一三、八〇〇	二二、四〇〇	二二、一六〇	九、八四〇	八、五三〇	七、三三二	六、三三八	五、六八八	五、二四四	四、八二二	四、三六八	三、九三六	三、四九二
イエメン	一三、八〇〇	二二、四〇〇	二二、八七六	一一、四〇〇	一一、九三二	一〇、一二六	八、八九二	七、九六八	七、三五六	六、七四四	六、一三二	五、五二〇	四、九〇八
クウェイト	一五、〇〇〇	二二、六二四	二二、四三六	一一、三六二	一一、九二二	一〇、九八〇	九、八六八	八、六二八	七、九八〇	七、三三二	六、六八四	六、〇三六	五、三八八
ジョルダン	一五、〇〇〇	二二、六二四	二二、二七六	一一、〇九八	九、五四〇	八、〇七六	七、〇九二	六、三三〇	五、八六八	五、三二〇	四、八六八	四、四二〇	三、九七二
シリヤ	一四、四〇〇	二二、〇〇〇	二二、六五二	一一、二七二	八、八九二	七、五三二	六、六二二	五、九二八	五、四七二	五、〇二六	四、五八〇	四、一三四	三、六八八
ルクセンブルグ	一四、四〇〇	二二、〇〇〇	二二、三三二	一一、〇二二	八、八九二	七、五三二	六、六二二	五、九二八	五、四七二	五、〇二六	四、五八〇	四、一三四	三、六八八
フィンランド	一三、八〇〇	二二、六二四	二二、三三二	一一、〇四四	九、三二四	七、八二六	六、八八八	六、一〇〇	五、七〇〇	五、二五二	四、八〇四	四、三五六	三、九〇八
パナマ	一三、八〇〇	二二、六〇〇	二二、〇〇〇	一一、一八八	八、九八八	七、六〇八	六、六八四	五、九八八	五、五三二	五、〇七六	四、六二〇	四、一六四	三、七〇八
エル・サルヴァドル	一三、八〇〇	二二、六〇〇	二二、三三二	一一、〇二六	九、〇四四	七、六八〇	六、七五六	六、〇六〇	五、五九二	五、一四四	四、六八八	四、二四〇	三、七九二
ハイチ	一三、八〇〇	二二、九〇〇	二二、〇〇〇	一一、一〇〇	一〇、一八八	八、六二八	七、五八四	六、七三二	六、二七六	五、七四八	五、二二〇	四、七〇〇	四、一七二
ニカラガ	一三、八〇〇	二二、七六六	二二、七四〇	一一、〇六〇	九、六三六	八、一六〇	七、一六四	六、四二〇	五、九八八	五、五四四	五、〇四〇	四、五三六	四、〇三二
マダガスカル	一五、〇〇〇	二二、四八四	二二、三三六	一一、二四〇	一一、一三二	九、四四八	八、二六八	七、四二四	六、八八〇	六、三三六	五、七九二	五、二四八	四、七〇四
南アフリカ共和国	一三、八〇〇	二二、五五〇	二二、〇〇八	九九九二	八、八六六	七、三六六	六、四〇八	五、七四八	五、三〇四	四、八六〇	四、四一六	三、九七二	三、五二八
リベリア	一五、〇〇〇	二二、八六六	二二、〇〇〇	一一、三五六	一一、〇〇〇	一〇、九六〇	九、九二〇	八、八八〇	八、〇四〇	七、二〇〇	六、三六〇	五、五二〇	五、〇八〇
ギニア	一五、〇〇〇	二二、九〇〇	二二、二二二	一一、三六二	一一、〇二二	一〇、九八二	九、九四二	八、九〇二	八、〇六二	七、二二二	六、三八二	五、五四二	五、一〇二
象牙海岸共和国	一五、〇〇〇	二二、九四〇	二二、二二二	一一、三六二	一一、〇二二	一〇、九八二	九、九四二	八、九〇二	八、〇六二	七、二二二	六、三八二	五、五四二	五、一〇二
トーゴ	一五、〇〇〇	二二、八五六	二二、〇〇〇	一一、三五六	一一、〇二二	一〇、九八二	九、九四二	八、九〇二	八、〇六二	七、二二二	六、三八二	五、五四二	五、一〇二

七二二

[illegible]

総領事館

ジャカルタ	二、八五六	一〇、八六四	八、七二二	七、三六八	六、四八〇	五、八〇八	五、三六四	四、九八八	四、四六四	四、〇三〇	三、五七六
ロンドン	一、三九三	一、二、〇四〇	九、二六四	七、八三六	六、八八八	六、一八〇	五、七〇〇	五、三三三	四、七五二	四、三三三	三、八〇四
シドニー	二、〇四四	一、〇、三三八	八、七二二	七、三六八	六、四八〇	五、八〇八	五、三六四	四、九八八	四、四六四	四、〇三〇	三、五七六
ハンブルグ	二、七五六	一、〇、七七八	八、七二二	七、三六八	六、四八〇	五、八〇八	五、三六四	四、九八八	四、四六四	四、〇三〇	三、五七六
ベルリン	二、七五六	一、〇、七七八	八、七二二	七、三六八	六、四八〇	五、八〇八	五、三六四	四、九八八	四、四六四	四、〇三〇	三、五七六
シアトル	一、三、九四四	一、一、五〇八	九、〇八四	七、六〇〇	六、七五六	六、〇六〇	五、五三二	五、一三四	四、六五六	四、一八八	三、七二〇
ベレーン	一、三、〇五六	一、一、二五六	九、四五六	七、九三二	七、〇三三	六、三〇〇	五、八〇〇	五、三三三	四、八四八	四、三六八	三、八七六
ニュー・オルリ	一、三、三六八	一、一、〇四〇	八、七二二	七、三六八	六、四八〇	五、八〇八	五、三六四	四、九八八	四、四六四	四、〇三〇	三、五七六
ポルト・アレグ	二、二、四四四	九、六九六	八、一六〇	六、九〇〇	六、〇六〇	五、四三六	五、〇〇六	四、五九六	四、一七六	三、七六八	三、三六八
マニラ	二、三、三八	一、〇、八三六	九、四五六	七、九三二	七、〇三三	六、三〇〇	五、八〇〇	五、三三三	四、八四八	四、三六八	三、八七六
モントリオール	二、九、九三三	一、〇、四二六	八、八九三	七、五二四	六、六二二	五、九八	五、五七三	五、〇二六	四、五五〇	四、〇七四	三、六四八
ソールズベリー	二、二、二〇	一、〇、五九六	九、〇八四	七、六〇〇	六、七五六	六、〇六〇	五、五三二	五、一三四	四、六五六	四、一八八	三、七二〇
レシフェ	二、二、四九六	九、九三二	八、三三〇	七、〇五六	六、二〇四	五、五五六	五、一三六	四、七〇四	四、二七二	三、八四二	三、四一〇
ダッカ	一、三、〇三三	一、一、七九六	一〇、五五〇	八、九四〇	七、八六〇	七、〇四四	六、五〇四	五、九六四	五、四二二	四、八八二	四、三三二
ヴァンクーヴァ	二、一、九三三	一、〇、四二六	八、八九三	七、五二四	六、六二二	五、九八	五、五七三	五、〇二六	四、五五〇	四、〇七四	三、六四八
台北	二、二、〇三六	一、〇、五五〇	九、〇八四	七、六〇〇	六、七五六	六、〇六〇	五、五三二	五、一三四	四、六五六	四、一八八	三、七二〇
メルボルン	二、二、〇三六	一、〇、五五〇	八、七二二	七、三六八	六、四八〇	五、八〇八	五、三六四	四、九八八	四、四六四	四、〇三〇	三、五七六
トロント	二、一、九三三	一、〇、四二六	八、八九三	七、五二四	六、六二二	五、九八	五、五七三	五、〇二六	四、五五〇	四、〇七四	三、六四八
ヒューストン	二、三、六五六	二、一、二六八	八、八九三	七、五二四	六、六二二	五、九八	五、五七三	五、〇二六	四、五五〇	四、〇七四	三、六四八
マドラス	二、二、九三二	二、一、二六八	九、三三〇	七、九三二	六、九六〇	六、二四〇	五、七六〇	五、二八〇	四、八〇〇	四、三二〇	三、八四〇
ラス・パルマス	二、一、三六四	九、八五三	八、三三〇	七、〇五六	六、二〇四	五、五五六	五、一三六	四、七〇四	四、二七二	三、八四二	三、四一〇
ポートランド	二、三、三六八	二、一、〇四〇	八、七二二	七、三六八	六、四八〇	五、八〇八	五、三六四	四、九八八	四、四六四	四、〇三〇	三、五七六
釜山	二、二、二三八	一、〇、八三六	九、四五六	七、九三二	七、〇三三	六、三〇〇	五、八〇〇	五、三三三	四、八四八	四、三六八	三、八七六
高雄	二、二、〇三六	一、〇、五〇〇	九、〇八四	七、六〇〇	六、七五六	六、〇六〇	五、五三二	五、一三四	四、六五六	四、一八八	三、七二〇
ナホトカ	一、七、六七六	一、四、二八	一〇、七五二	九、〇九六	七、九三二	七、一四四	六、六二二	六、〇六〇	五、五〇八	四、九五六	四、四四四
パース	二、一、七六〇	一〇、一四〇	八、五五〇	七、二二二	六、三三六	五、六八八	五、二四四	四、八二二	四、三六八	三、九三六	三、四九二

七
一
四

し、昭和四十一年四月一日から適用する。

務員に對して支給する在勤俸の支給額は、これらの在外公館が
それぞれ改正後の別表に掲げる大使・臨又は總領事館に種類を
更されるまでの間は、次の表に定めるところによる。

[illegible]

備考 単位は、アメリカ合衆国ドルとする。

12³ この法律の施行の日の前日において現に在シンガポール日本国総領事館に勤務する外務公務員で改正前の別表による在勤俸の一号の額(以下「旧二号額」という。)を支給されていたものに対しては、同総領事館に勤務し、同総領事館が改正後の別表に掲げる大使館に種類を変更される日の前日において前項の表による在勤俸の一号の額を支給されていた場合には、その者が在勤俸の号別に異動を生ずることなく引き続き在シンガポール日本国大使館に勤務する号の額を支給されていた場合においては、○その者に対しては、○旧一号額を支給する。

13 在ブレイトリア日本国総領事館に勤務する外務公務員に対して支給する在勤俸の支給額は、改正後の別表に掲げる大使館に種類を変更されるまでの間は、次の表に定めるところによる。

在外公館の種別	号別	在勤俸の号別										
		大使公使	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
総領事館	ブレイトリア	二、二三八	九、九三三	八、六二六	七、五五五	六、四八八	五、四二〇	四、三五三	三、二八六	二、二一九	一、一五〇	〇、一〇〇

備考 単位は、アメリカ合衆国ドルとする。

4 在パキスタン日本国大使館に勤務する外務公務員に対して支給する在勤俸の支給額は、在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第 号)中在パキスタン日本国大使館に関する部分が施行されるまでの間は、次の表に定めるところによる。

在外公館の種別	号別	在勤俸の号別										
		大使公使	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
大使館	パキスタン	二、五〇〇	三、七四四	三、四〇八	二、一三三	九、八八八	八、三三六	七、三〇八	六、五五三	五、四八八	四、四二〇	三、三五三

備考 単位は、アメリカ合衆国ドルとする。

5 在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。
第二条 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表の改正規定中「台 北」を「二、七三三 一〇、〇六八 八、四四四 七、三三八 六、二六四 五、六六六 五、一八四 四、七五三 四、三〇〇」を削る。

三、八八八 三、四五六」を削る。

6 在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第二条 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表の改正規定中「ミ ラ ノ」を「二、二六六 一〇、四三三 八、七四八 七、四〇四 六、五〇四 五、八三三 五、三八八 四、九三三

在外公館の種別	号別	在勤俸の号別										
		大使公使	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
大使館	パキスタン	二、五〇〇	三、七四四	三、四〇八	二、一三三	九、八八八	八、三三六	七、三〇八	六、五五三	五、四八八	四、四二〇	三、三五三

7 在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表の改正規定中「マ ラ ウ イ」を「二、二六六 一〇、四三三 八、七四八 七、四〇四 六、五〇四 五、八三三 五、三八八 四、九三三 四、三〇〇 五、二三三 四、七五三 四、三〇〇」を削る。

〔木内四郎君登壇、拍手〕

○木内四郎君 たいだいま議題となりました法律案は、現在の在勤俸が昭和三十七年に制定されて以来、世界各地とも、物価や生活条件に変動があり、かつ諸外国外交官の給与との格差が著しくなつたこと等を考慮いたしまして、在外職員給与を改善するため、在勤俸の支給額を改定しようとするものであります。特に、中級及び下級職員並びに生活環境のきびしい東欧、アフリカ、中近東等における在外職員の在勤俸の改善に配慮を加えたものであります。

なお本案につきましては、衆議院において、施行期日を公布の日に改め、本年四月一日から適用すること等を内容とする修正が行なわれております。

委員会におきましては、慎重審議、特に在外職員の人事、給与上の諸問題等につき、熱心な質疑が行なわれましたが、詳細は会議録によつて御承知願いたいと思ひます。

四月十九日、討論、採決の結果、本案は全会一致をもつて衆議院送付案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○副議長(河野謙三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二分散会

出席者は左のとおり。

議長 重宗 雄三君
副議長 河野 謙三君
議員

鬼木 勝利君	瓜生 清君	近藤英一郎君	栗原 祐幸君
林 温君	山高しげり君	久保 勘一君	岸田 幸雄君
黒柳 明君	矢追 秀彦君	徳永 正利君	谷村 貞治君
片山 武夫君	中沢伊登子君	村上 春蔵君	木島 義夫君
市川 房枝君	高山 恒雄君	山本 杉君	米田 正文君
和田 鶴一君	田代富士男君	大谷藤之助君	天坊 裕彦君
北條 傳八君	向井 長年君	仲原 善一君	松野 孝一君
中上川アキ君	沢田 一精君	森部 隆輔君	津島 文治君
二木 謙吾君	野知 浩之君	斎藤 昇君	塩見 俊二君
多田 省吾君	宮崎 正義君	植竹 春彦君	新谷寅三郎君
小平 芳平君	伊藤 五郎君	迫水 久常君	松平 勇雄君
吉江 勝保君	渡谷 邦彦君	山下 春江君	青木 一男君
曾根 益君	重政 庸徳君	小林 武治君	小山邦太郎君
白井 勇君	梶原 茂嘉君	高橋 衛君	吉武 恵市君
岡村文四郎君	木暮武太夫君	廣瀬 久忠君	達田 龍彦君
寺尾 豊君	山本茂一郎君	前川 且君	戸田 菊雄君
國田 清充君	中津井 真君	竹田 現昭君	小林 章君
宮崎 正雄君	船田 讓君	山崎 昇君	木村美智男君
平泉 涉君	土屋 義彦君	村田 秀三君	小野 明君
木村 睦男君	高橋文五郎君	田村 賢作君	矢山 有作君
内田 芳郎君	丸茂 重貞君	野々山一三君	谷口 慶吉君
熊谷太三郎君	小林 篤一君	櫻井 志郎君	北畠 教真君
山崎 齊君	川野 三曉君	林 虎雄君	大森 創造君
温水 三郎君	日高 広為君	鶴岡 哲夫君	青田源太郎君
亀井 光君	石井 桂君	赤間 文三君	井川 伊平君
豊田 雅孝君	稲浦 鹿蔵君	江藤 智君	北村 暢君
柴田 榮君	鈴木 万平君	鈴木 強君	藤田藤太郎君
鍋島 直紹君	横山 フク君	阿部 竹松君	森 八三三君
青柳 秀夫君	平島 敏夫君	三木興吉郎君	西郷吉之助君
鋤木 亨弘君	古池 信三君	木内 四郎君	永岡 光治君
田中 茂穂君	井野 碩哉君	柳岡 秋夫君	紅露 みつ君
石原幹市郎君	笹森 順造君	上原 正吉君	増原 恵吉君
平井 太郎君	中野 文門君	田中 一君	佐多 忠隆君
竹中 恒夫君	後藤 義隆君	山本伊三郎君	藤田 進君
山本 利壽君	内藤登三郎君	大和 与一君	岩間 正男君
西村 尚治君	中村喜四郎君	須藤 五郎君	野坂 参三君
高橋雄之助君	長谷川 仁君	森 勝治君	鈴木 力君
岡本 悟君	奥村 悦造君	中村 波男君	川村 清一君

國務大臣

大橋 和孝君	田中寿美子君
渡辺 勘吉君	小林 武君
松本 賢一君	佐野 芳雄君
中村 順造君	武内 五郎君
森中 守義君	柴谷 要君
松永 忠二君	小柳 勇君
占部 秀男君	鈴木 壽君
光村 基助君	大河原 次君
伊藤 顕道君	中村 英男君
亀田 得治君	近藤 信一君
小西井義男君	横川 正市君
久保 等君	藤原 道子君
羽生 三七君	

政府委員

内閣総理大臣	佐藤 榮作君
法務大臣	石井光次郎君
外務大臣	椎名悦三郎君
大蔵大臣	福田 赳夫君
厚生大臣	鈴木 善幸君
農林大臣	坂田 英一君
自治大臣	永山 忠則君
國務大臣	藤山愛一郎君

〔参照〕

四月十五日議長において、左のとおり議席を変更した。

三八

重政 庸徳君

〔第二十号参照〕

審査報告書

昭和四十一年度一般会計予算
昭和四十一年度特別会計予算
昭和四十一年度特別会計予算

昭和四十一年度政府関係機関予算
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よ
つて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年四月二日

予算委員長 石原幹市郎
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

委員会の決定の理由

昭和四十一年度一般会計予算、昭和四十一年度
特別会計予算及び昭和四十一年度政府関係機関予
算は、景気の早期回復と安定成長路線の確立が、わ
が国経済の当面する最大の課題となつて、状況
に対処し、公債政策の導入による財政支出の増加
と、画期的な大幅減税の断行を通じて、有効需要
の喚起拡大を図り、景気の早期回復を実現して安
定成長への移行を期するとともに、社会資本の整
備等の諸施策を積極的に推進することを基本方針
として編成されたものである。一般会計におけ
る公債の発行額は、七千三百億円であり、財政法
第四条第一項ただし書の規定による公共事業費、
出資金及び貸付金の範囲内に限られており、国税
の減税額は、初年度二千五十八億円、平年度三千
六十九億円である。また、各予算を通ずる施策の
重点は、住宅及び生活環境施設の整備拡充、物価
対策の強化、社会保障の推進、低生産性部門の近
代化等におかれている。

一般会計歳入歳出予算の総額は、

歳入 四兆三千四百二十二億七千三百九十九万円

歳出 四兆三千四百四十二億七千三百九十九万円

であり、一般会計歳入歳出予算と特別会計歳入歳
出予算との純計額は、

歳入 八兆四千四百八十五億八百三十万八千円

歳出 七兆七千七百三十億三千八百二十七万
六千円

である。

なお、特別会計の数は、新たに設けられる地震
再保険、都市開発資金融通の二特別会計を加え、

四十五となり、政府関係機関の数は、日本専売公
社ほか十二である。
右の措置は、おおむね妥当なものと認める。

昭和四十一年四月二十日 参議院會議録第二十三号

七一八

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 二十五円
〈たてしめ賞紙は三十円〉
〈郵送料別〉

発行所
東京都港区赤坂英町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二四四二(大)